

第7回横浜川崎区の強制水先に関する検討会

議事次第

1. 日 時 平成28年3月1日（火）10:00～
2. 場 所 中央合同庁舎第2号館 16階 国際会議室
3. 次 第
 - (1) 横浜港部分の強制水先緩和後の状況（報告・紹介）
 - ① 横浜港部分の航行安全対策協議会（報告）
 - ② その他＜小型船舶の安全対策等＞（紹介）
 - (2) 川崎港部分の検討の進め方（審議）
 - ① 川崎港の現状
 - ② 川崎港部分の検討の進め方（案）
 - (3) その他

配付資料一覧

資料 1	委員名簿	1
資料 2	横浜港部分の航行安全対策協議会報告	2
資料 3	小型船舶の安全対策	4 4
資料 4	海上交通安全法等一部改正法案概要	4 6
資料 5	川崎市港湾局提出資料	4 7
資料 6	川崎港部分の検討の進め方（案）	7 1
参考資料 1	横浜港部分の最終とりまとめ	7 3
参考資料 2	横浜港のタンカー船の割合	7 6
参考資料 3	シミュレーション評価	7 7

以 上

横浜川崎区の強制水先に関する検討会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

- 石橋 武 東京湾水先区水先人会会長
 伊東 慎介 横浜市港湾局長
 糸屋 雅夫 全国内航タンカー海運組合海工務担当部長
 井上 欣三 神戸大学名誉教授
 今津 隼馬 東京海洋大学名誉教授
 奥谷 丈 川崎市港湾局長
 ◎落合 誠一 東京大学名誉教授
 門野 英二 (一社)日本船主協会港湾委員会委員
 川村 敏宗 外国船舶協会オペレーション部会副会長
 小島 茂 (一社)日本船長協会会長
 横山 鐵男 (公社)東京湾海難防止協会理事長
 ○杉山 雅洋 早稲田大学名誉教授
 中条 潮 慶應義塾大学教授
 根本 勝則 (一社)日本経済団体連合会常務理事
 福永 昭一 日本水先人会連合会会長

(国土交通省)

- 佐々木 良 大臣官房審議官 (海事)
 高杉 典弘 海事局海技課長
 大橋 伴行 海事局総務課次席海技試験官
 小池慎一郎 港湾局計画課港湾計画審査官
 伊丹 潔 海上保安庁交通部安全課長

(注)「◎」は座長、「○」は座長代理

「横浜港における強制水先対象船舶の範囲の見直しに係る航行安全対策協議会」

1. 設置目的

「横浜川崎区における強制水先対象船舶の範囲のあり方について（横浜港部分の最終取りまとめ）」（平成 26 年 10 月 29 日、横浜川崎区の強制水先に関する検討会）において、「緩和の円滑な施行及び施行後の着実な実施を期すため、地元の関係者からなる安全対策協議会を設置することが望まれる」ことの求めに応じて設置。

2. 構成員

別紙のとおり。

3. 開催状況及び主な議事

- (1) 第 1 回（平成 26 年 11 月 27 日）
安全対策素案の協議
- (2) 第 2 回（平成 27 年 2 月 6 日）
 - ・ 安全対策素案に対する意見の対応案の協議
 - ・ 「横浜港入港の手引き」改定案の協議
- (3) 第 3 回（平成 27 年 3 月 19 日）
 - ・ 「横浜港入出港の手引き」改定案の協議
 - ・ 航行安全対策協議会とりまとめ
- (4) 第 4 回（平成 27 年 12 月 2 日）
 - ・ 緩和後 3 ヶ月間の状況報告
 - ・ 「横浜港入出港の手引き」修正案の協議
- (5) 第 5 回（平成 28 年 2 月 22 日）
緩和後 6 ヶ月間の状況報告

「横浜港における強制水先対象船舶の範囲の見直しに係る航行安全対策協議会」
構成員

(順不同)

東京湾水先区水先人会
外国船舶協会
神奈川県船舶代理店協会
日本内航海運組合総連合会
横浜川崎曳船株式会社
横浜船主会
全日本海員組合関東地方支部
公益社団法人東京湾海難防止協会
一般社団法人日本船長協会
株式会社東洋信号通信社
横浜港埠頭株式会社
協和係船株式会社
川崎市港湾局
横浜市港湾局
第三管区海上保安本部
横浜海上保安部
川崎海上保安署
関東地方整備局
関東運輸局
国土交通省海事局

平成 27 年 3 月 19 日
航行安全対策協議会

横浜港における強制水先対象船舶の範囲の見直しに係る航行安全対策について (平成 26 年度航行安全対策協議会取りまとめ)

1. 経緯

国土交通省海事局に設置された「横浜川崎区の強制水先に関する検討会」における最終取りまとめ（横浜港）において、

- ・船舶大型化による入港隻数の減少、南本牧ふ頭整備（沖合展開）による船舶交通の分散、混雑時の航行規制等により、船舶の輻輳状態が緩和してきており、強制水先を 1 万トン（現行 3 千トン）へ緩和（危険物積載船を除く）することは適当である
- ・緩和の実施にあたっては、安全性の一層の向上を図る観点から、海上保安庁が進めている東京湾の管制一元化（管制機能の強化）の横浜港における先行導入及び港湾施設側の防衛対策が図られることが適切である
- ・緩和の時期は、海上保安庁が進めている東京湾の管制一元化の横浜港における先行導入が図られる時期に合わせることを適切である
- ・緩和の円滑な施行及び施行後の確実な実施を期するため、地元の関係者からなる安全対策協議会を設置することが望まれる

とされたことを受け、平成 26 年 11 月に「横浜港における強制水先対象船舶の範囲の見直しに係る航行安全対策協議会」を設置した。

2. 検討内容

(1) 本協議会においては、上記検討会での最終とりまとめを踏まえ、緩和の円滑な施行及び施行後の確実な実施を期するため、次の内容を主な議題とした。

- ・安全対策のあり方について協議し、協議した結果に基づき、横浜港を利用する船会社及び船舶代理店等が活用する「横浜港入出港の手引き」を改定する。
- ・輻輳時間帯（午前 6 時～午前 9 時）における新たな安全対策として、横浜航路から横浜港に入港する船舶の順番を定めることや入出航時間帯基準の変更の要

否について協議し、協議した結果（決定方法等）を同手引きに盛り込む。

- ・緩和の実施及びそれに伴い変更となる事項の周知方法を確認する。

(2) なお、安全対策のあり方の検討を進めるにあたっては、東京湾水先区水先人会から要望書が寄せられ、その中で必要な安全対策として、同水先人会から問題提起のあった、

- ・ノーパイロット船にタグボートを要請する基準
- ・横浜航路及び鶴見航路の入出航時間帯の変更の要否

については、本協議会メンバーから多様な意見表明があり、多くの時間を費やして協議を行った。

3. 検討結果

(1) 本協議会において協議を経た結果、主に次のとおり、「横浜港入出港の手引き」を改定することとなった。

- ・ノーパイロット船にタグボートを要請する基準を、次のとおり変更。

（現 行）：3,000G/T 未満の船舶で、入港経験が過去1年間に2回以内の船長及び輻輳する時間帯（0600～0800、1600～1800）に入出港する船舶は、「水先人」及び「タグボート」をできる限り要請すること。

（緩和後）：水先人が乗船しない船舶で、入港経験が過去1年間に2回以内（入出港で4回）の船長は、「タグボート」を要請すること。

- ・横浜航路から横浜港に入港する船舶に対し、輻輳時間帯（午前6時～午前9時）においては、同手引きに定められた入港の順番の決定方法を踏まえ、横浜市港湾局が入港船舶全般の運航スケジュールを策定するとともに、海上保安庁が管制計画に基づく管制を実施することとなる。入港の順番の決定方法、決定した順番の周知及び確認方法を次のとおり定めた。

（入港の順番の決定方法）：

- ① 横浜航路入口から遠い地域（ふ頭：瑞穂ふ頭等地区、内港ふ頭地区、山下ふ頭地区、大黒ふ頭地区、本牧ふ頭地区）に着岸する船舶を優先。
- ② 同じ地域（ふ頭）では、横浜航路入口から遠い岸壁に着岸する船舶を優先。
- ③ 優先順位を決定する上での考慮事項

- ア. 入港船舶が集中する午前7時30分の入航時間帯について、原則として、水先人が乗船する船舶の入航を優先
- イ. 同じ地域（ふ頭）に複数の船舶が着岸する場合、連続して着岸することのないように分散。
- ウ. 停滞防止のため、速力が上がらない錨泊船よりも航行中の船舶の入航を優先
- エ. 出船着岸（回頭着岸）の船舶よりも入船着岸の船舶の入港を優先
- オ. 既に着岸した船舶と既に着岸した船舶の間の岸壁への着岸（はめ込み着岸）とならないように順番付ける

（決定した順番の周知方法）：

横浜港内交通管制室が、横浜航路から入港する船舶に対しAIS（船舶自動識別装置）により情報提供する。

（決定した順番の確認方法）：

横浜海上保安部 MICS（沿岸域情報提供システム）の「入出航船舶情報」及び横浜市港湾局のホームページにより関係者は確認することができる。

- ・横浜航路の朝の船舶の輻輳時間帯（午前7時30分～午前9時30分）における入出航時間帯基準を次のとおりに変更

（現 行）：毎時30分～00分を入航時間帯、毎時00分～30分を出航時間帯

（緩和後）：「午前7時30分～8時30分」を入航時間帯、「午前8時30分～9時30分」を出航時間帯

- ・ノーパイロット船によるタグボートの使用にあたり、厳守事項として、タグボートを使用する船舶とタグボートとの間の通信手段（トランシーバー）の受取及び返却する際のルールを新たに規定し、また、参考情報として、タグボートの主機出力使用区分、タグボートの待機場所、タグボートとの交信に使用する言葉及び単語を詳細に新たに規定した。

- (2) 緩和の実施及びそれに伴い変更となる事項の周知方法としては、横浜市港湾局が、それらを盛り込んだ改定版「横浜港入出港の手引き」を、船会社及び船舶代理店等への配布や横浜市港湾局、関東運輸局及び横浜海上保安部のホームページへの掲載などを通じて、周知を図ることとなった。

(3) 平成26年度の協議会としては、以上の検討結果を得ることにより、一定の役割を果たすことができたと考えるが、検討の過程において、緩和後の横浜港の安全確保について様々な懸念が示されたことは留意すべきであり、本協議会として、緩和後の船舶航行の状況も注視し、検証していくものとする。また、その検証の具体的な方法について、緩和の前に、ある程度決めておくべきとの意見が出され、事務局にて検討することとなった。

以上

※ この手引きの内容を熟読し、船橋等の見やすい場所に備えて下さい。

横浜港入出港の手引き

平成27年12月

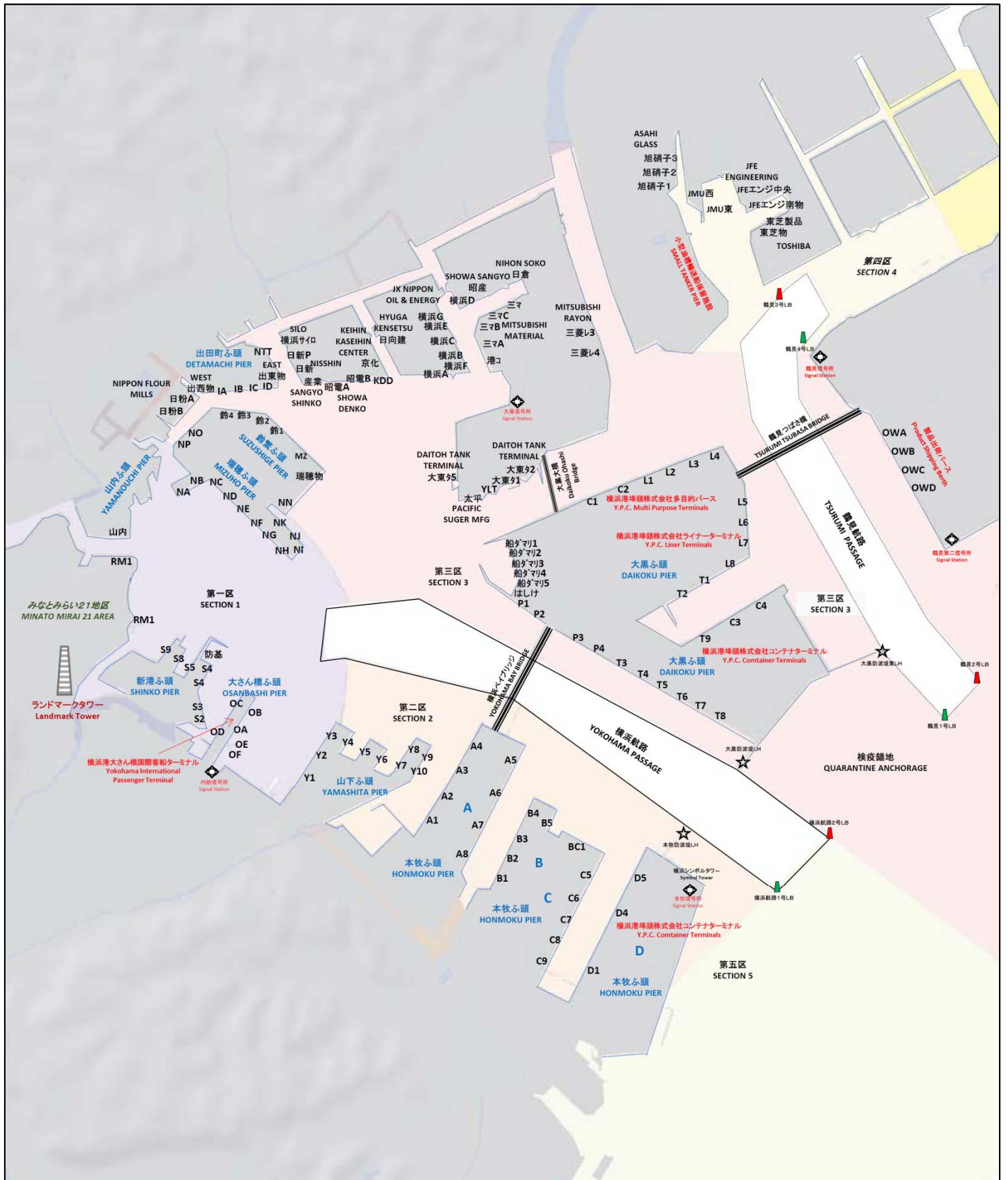
航行安全対策協議会

関東運輸局
横浜海上保安部
横浜市港湾局

目 次

横浜港のバース位置図.....	2
はじめに.....	3
1 水先人の要請とタグボート及び綱取りボートの配備.....	3
2 国際 VHF の聴守と連絡.....	4
3 海図の整備.....	6
4 港則法及び同施行規則（横浜港に関する内容を一部抜粋）.....	6
5 航法に関する法令の遵守.....	9
6 錨地.....	12
7 タグボートの使用.....	15
8 進路表示.....	19
9 航路管制（横浜航路、鶴見航路）.....	20
（1）横浜航路の管制信号.....	20
（2）鶴見航路の管制信号.....	21
10 横浜航路から入港する船舶の順番.....	22
11 着岸及びけい留等に関する注意事項.....	26

横浜港のバース位置図



横浜港入出港の手引き

はじめに

平成27年8月1日、**横浜川崎区の横浜港部分における強制水先対象船舶が、総トン数3,000トン以上から総トン数10,000トン以上**（危険物積載船を除く）の船舶に引き上げられました。

なお、**危険物積載船は、総トン数300トン以上（外航船以外の日本船舶については、総トン数1,000トン以上）が強制水先対象船舶**となります。

また、強制水先対象船舶の変更に伴い、横浜港への入港方法が一部変更されます。

つきましては、横浜港へ入出港する船舶は、この手引きを熟読され、港則法（昭和23年法律第174号）その他関係法規を遵守するとともに、他船の航行に充分注意して船舶の安全航行に御協力願います。

※この手引きは、横浜航路又は鶴見航路、若しくは両航路を経由して横浜港に入出港する船舶を対象としています。

1 水先人の要請とタグボート及び綱取りボートの配備

- (1) 総トン数10,000トン以上の船舶(危険物積載船※については、総トン数300トン以上の外国船舶及び国際航海に従事する日本船舶、並びに総トン数1,000トン以上の外航船以外の日本船舶)の船長は、「水先人」を乗り込ませなければならない。

※「危険物積載船(P4)」参照

- (2) 総トン数10,000トン未満の船舶(危険物積載船については、総トン数300トン未満の外国船舶及び国際航海に従事する日本船舶、並びに総トン数1,000トン未満の外航船以外の日本船舶)の船長は、「水先人」を必要に応じて要請すること。

(特に輻輳する時間帯(0600~0900、1600~1800)に入出港する船舶の船長は、必要に応じて要請すること。)

- (3) 水先人が乗船しない船舶の船長は、「タグボート」「綱取りボート」をできる限り要請すること。

- (4) 水先人が乗船しない船舶で、入港経験が過去1年間に2回未満(入出港で4回)の船長は、「タグボート」を要請すること。

◇ 本項目(1)から(4)までの対象船舶は、横浜航路又は鶴見航路、若しくは両航路を経由して入港する船舶です。

◇ 当日のタグボートの要請には、タグボート会社が対応できない場合があります。

◇ 水先人を要請せず入港する船舶の船長は、本紙に記載されている事項を遵守するとともに、港湾管理者、船会社及び船舶代理店等から入港経験を問われた場合には申告すること。

◇ 横浜航路からの入港が集中する7時30分からの入航時間帯については、原則として「水先人が乗船する船舶」を優先します。

なお、横浜航路の入航時間帯に入航できる船舶の隻数に制限があります。入港を希望しても入航できない場合があります。

※ 危険物積載船（水先法施行規則第 1 条の 3）

- ① 危険物積載船とは、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和 32 年運輸省令第 30 号）第 2 条第 1 号に規定する火薬類、高圧ガス、引火性液体類及び有機過酸化物であって次の各号に掲げるものとする。
- ア 火薬類（その数量が、爆薬にあつては 80 トン以上）
 - イ ばら積みの高圧ガスで引火性のもの
 - ウ ばら積みの引火性液体類
 - エ 有機過酸化物（その数量が 200 トン以上であるものに限る。）
- ② 前項の火薬類、高圧ガス、引火性液体類及び有機過酸化物には、船舶に積載しているこれらの物で当該船舶の使用に供するものは含まないものとする。
- ③ 上記の① イ又はウに掲げる危険物を積載していた船舶で、当該危険物を荷卸し後、ガス検定を行い、火災又は爆発のおそれのないことを船長が確認していないものは、その危険物を積載しているものとみなす。

2 国際 VHF の聴守と連絡

【国際 VHF の聴守】

- (1) **国際 VHF ch16 を必ず聴守し、呼出しがあれば必ず応答**すること。
 ch16 の使用については、呼出し及び応答のみの使用とし、実際の通信にあたっては、他の通信用チャンネルに切り換えて使用すること。
 なお、ch13 についても、呼出し及び応答に使用することができる。また、呼出し・応答後に、実際の通信チャンネルとして使用することができる。
- (2) 混信の防止のため、通信終了時、プレストークスイッチが完全にリセットされていることを確認すること。

呼出名称	呼出・応答	通信用	備考
よこはまこうないほあん	ch16	ch12	海上保安庁が行う航路管制等に関する通信
けいひんハーバーレーダー※	ch13,16	ch13,14	
よこはまほあん	ch16	ch12	海上保安庁が行う安全に関する通信
よこはまポータラジオ	ch16	ch11, 12, 14, 18, 19, 20, 21, 22	横浜市港湾局・川崎市港湾局（港湾管理者）が行う港務通信 *ch12, 14, 22 は海上保安庁との共通チャンネルである。

- ※① 横浜航路を航行する船舶は、呼出名称の後に「本牧通航」を付けること。
 ② 鶴見航路・川崎航路を通航する船舶は、呼出名称の後に「塩浜通航」を付けること。

【船舶動静の連絡】

横浜港に入出港する時は「よこはまポータルラジオ」を、国際 VHF (ch16) で呼出し、以下の要領で船舶動静の連絡を行うこと。

区分	連絡時期	本船からの 通報事項	本船への情報提供 ・確認事項	
入 港	事前通報	①No-Pilot 船 (横浜港外 3H 前)	<ul style="list-style-type: none"> LOA 確認 (初入港船) バース予定、着舷側 (船席指定) パイロット情報 タグボート情報 スラスタ状況 (必要な場合) 航路管制情報 入港経路案内 (中ノ瀬航路経由) 通過地点通報要請 (必要な場合) 気象情報 (風向・風速等) 	
		②Pilot 要請船 (BayPilot 乗船後)		
		③東京湾内他港出 港船(他港出港後)		
	通過地点 通報 (必要に応 じて)	①浦賀水道航路 1 番ブイ通過	・ 通過地点通過時刻	・ ETA 確認
		②浦賀水道航路 6 番ブイ通過	<ul style="list-style-type: none"> 通過地点通過時刻 正確な航路入港到 着時刻 	<ul style="list-style-type: none"> バース情報 航路管制情報 タグボート情報
		③中ノ瀬航路 7 号灯標通過		
	入港通報	①港外到着時 (直行バース船)	・ 港外到着時刻 (スタート時)	<ul style="list-style-type: none"> バース受入れ情報 進路信号旗表示案内 タグボート情報 航路管制情報 他船情報
		②港外アンカー時	<ul style="list-style-type: none"> 錨地指定/変更依 頼 投錨時刻 位置通報 	<ul style="list-style-type: none"> 新錨地指定 (保安部と連携) バース予定、着舷側 (船席指定) パイロット情報 タグボート情報
	移動通報 (錨地～港内)	①スタート直前 (抜錨開始時)	・ 抜錨開始通報	<ul style="list-style-type: none"> スタンバイ状況確認 進路信号旗表示確認 スタート予定時間通知 航路管制情報
		②スタート時 (抜錨後)	・ 抜錨終了通報	<ul style="list-style-type: none"> スタートタイミング連絡 バース受入れ情報 他船動向
着岸通報 (No-Pilot 船)	着岸時	着岸時刻 投錨位置 (方位、投下 した錨鎖伸出量 [節])	・ 離岸前通報を要請 (出港 30 分前通報)	
出 港	事前通報	①30 分前 (No-Pilot 船)	<ul style="list-style-type: none"> 出港予定時刻 	<ul style="list-style-type: none"> 航路管制情報 綱放し、タグ情報 その他港湾情報 シングルアップ通報要請
		②シングルアップ 終了時 (No-Pilot 船)	・ シングルアップ通 報	<ul style="list-style-type: none"> 航路管制情報 他船情報 離岸タイミング情報 (No-Pilot 船)
		③出港スタンバイ 時(Pilot 船)	・ 出港スタンバイ通 報	
	出港通報	離岸時	出港通報	・ 他船情報
その他	適宜		工事関連情報等	

※出港・事前通報時、よこはまポータルラジオから受ける「離岸タイミング情報」の厳守をお願いします。

3 海図の整備

横浜港への入港のために最低必要とされる次の海図について、**最新の海図もしくは改補された海図を必ず備える**こと。

仕向港	必要な海図〔海図番号〕
横浜港	東京湾中部〔W1062号〕、横浜〔W66号〕、川崎〔W67号〕 ※根岸湾方面に入港する場合は、根岸〔W1085号〕も必要となる。

4 港則法及び同施行規則（横浜港に関する内容を一部抜粋）

【錨地】

総トン数 500 トン以上の船舶は、港内に停泊しようとするときは、けい留施設にけい留する場合の外、港長から錨泊すべき場所の指定を受けなければならない。（港則法第 5 条第 2 項）

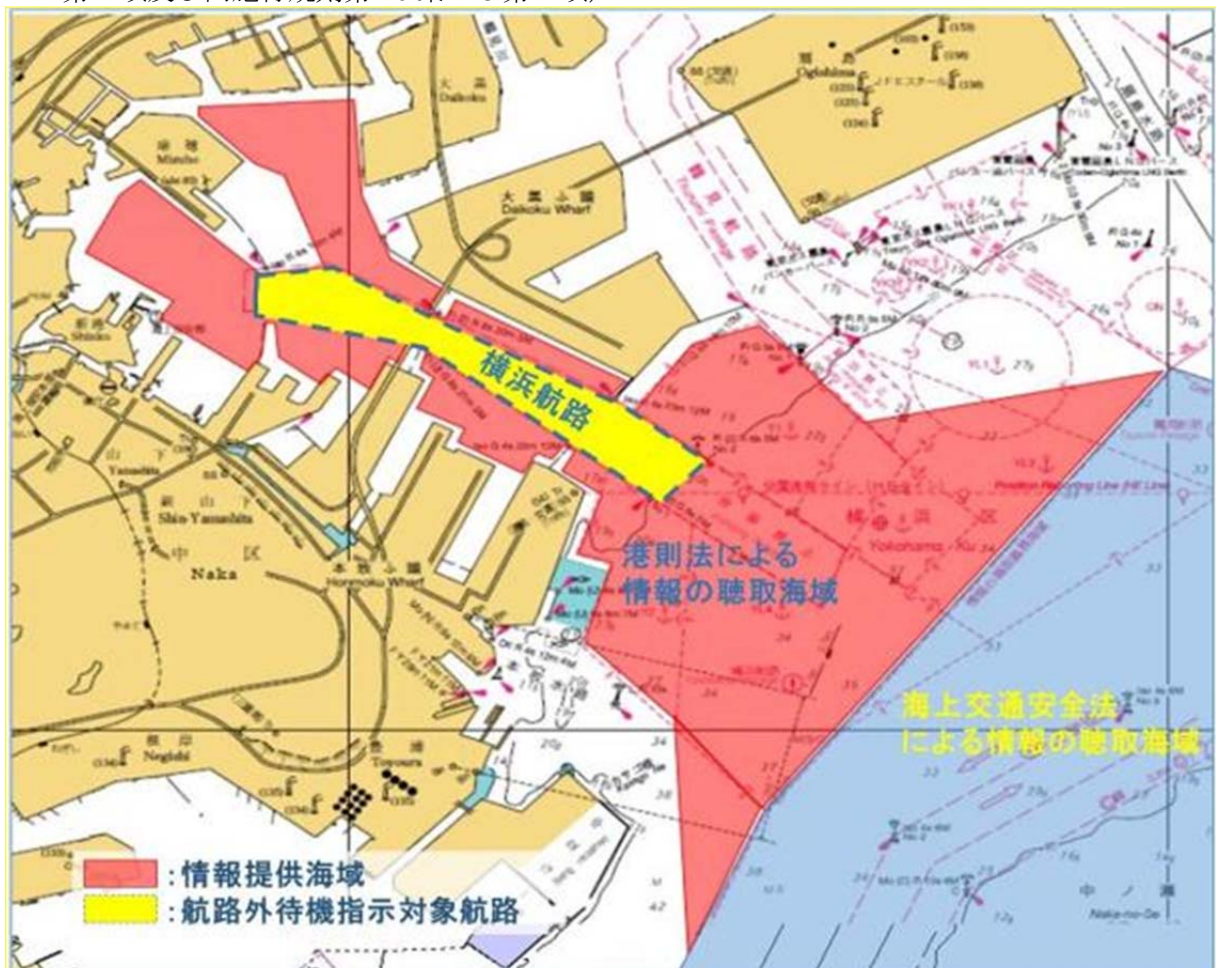
【航路及び航法】

- ① 雑種船以外の船舶は、港内に出入し、又は港内を通過するには、航路によらなければならない。但し、海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りでない。（港則法第 12 条）
- ② 船舶は航路内においては、次の場合を除いては、投錨し、又は曳航している船舶を放してはならない。（港則法第 13 条）
 - ・海難を避けようとするとき。
 - ・運転の自由を失ったとき。
 - ・人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき。
- ③ 航路外から航路に入り、又は航路から航路外に出ようとする船舶は、航路を航行する他の船舶の進路を避けなければならない。（港則法第 14 条）
- ④ 船舶は、航路内においては、並列して航行してはならない。（港則法第 14 条）
- ⑤ 船舶は、航路内において、他の船舶と行き会うときは、右側を航行しなければならない。（港則法第 14 条）
- ⑥ 船舶は、航路内においては、他の船舶を追い越してはならない。（港則法第 14 条）
- ⑦ 港長は、航路を航行し、又は航行しようとする船舶の危険を防止するため必要があると認めるときは、当該船舶に対し、当該危険を防止するため必要な間航路外で待機すべき旨を指示することができる。（港則法第 14 条の 2）
- ⑧ 汽船が港の防波堤の入口又は入口付近で他の汽船と出会うおそれのあるときは、入航する汽船は、防波堤の外で出航する汽船の進路を避けなければならない。（港則法第 15 条）

- ⑨ 船舶は、港内及び港の境界付近においては、他の船舶に危険を及ぼさないような速力で航行しなければならない。（港則法第 16 条）
- ⑩ 船舶は、港内においては、防波堤、埠頭その他の工作物の突端又は停泊船舶を右舷に見て航行するときは、できるだけこれに近寄り、左舷に見て航行するときは、できるだけこれに遠ざかって航行しなければならない。（港則法第 17 条）
- ⑪ 雑種船は、港内においては、雑種船以外の船舶の進路を避けなければならない。（港則法第 18 条）
- ⑫ 小型船（総トン数 500 トン以下の船舶であって雑種船以外のもの）は、港内においては、小型船及び雑種船以外の船舶の進路を避けなければならない。（港則法第 18 条）
- ⑬ 小型船及び雑種船以外の船舶は、港内を航行するときは、国際信号旗数字旗 1 をマストに見やすいように掲げなければならない。（港則法第 18 条）
- ⑭ 航路を航行する船舶は、港長が信号所において交通整理のため行う信号に従わなければならない。（港則法第 36 条の 3）

【港長が提供する情報の聴取】

特定船舶（小型船及び雑種船以外の船舶）は、情報の聴取義務海域を航行している間は港長が国際VHF無線電話で提供する情報を聴取しなければならない。（港則法第 37 条の 3 第 2 項及び同施行規則第 20 条の 3 第 2 項）



【航法の遵守及び危険の防止のための勧告】

港長は、特定船舶（小型船及び雑種船以外の船舶）が、情報の聴取義務海域において適用される交通方法に従わないで航行するおそれがあると認める場合又は他の船舶若しくは障害物に著しく接近するおそれその他の特定船舶の航行に危険が生じるおそれがあると認める場合において、当該交通方法を遵守させ、又は当該危険を防止するために必要があると認めるときは、必要な限度において、当該特定船舶に対し、進路の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。（港則法第 37 条の 4）

【事前の通報】

- ① 長さ 160m（油送船にあつては総トン数 1,000 トン）以上の船舶は、横浜航路を航行して入航しようとするときは航路入口付近に達する予定時刻を、出航しようとするときは運航開始予定時刻を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長（横浜港内交通管制室）に通報しなければならない。（港則法施行規則第 29 条）
- ② 総トン数 1,000 トン以上の船舶は、鶴見航路を航行して入航しようとするときは、航路入口付近に達する予定時刻を、横浜第 4 区において移動し又は鶴見航路を航行して出航しようとするときは運航開始予定時刻を、入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長（川崎港内交通管制室）に通報しなければならない。（港則法施行規則第 29 条）

※上記通報先

* 横浜港内交通管制室 TEL045-621-5957(VHF による通報も可能)

* 川崎港内交通管制室 TEL044-277-0946(VHF による通報も可能)

なお、この通報は横浜市港湾局に通報した場合には、一括して港長に通報される。

* 横浜市港湾局 TEL045-671-7131 Fax045-641-8749

* 川崎市港湾局 TEL044-287-6033 Fax044-270-5501

* よこはまポートラジオ TEL045-510-2345 Fax045-510-2346

5 航法に関する法令の遵守

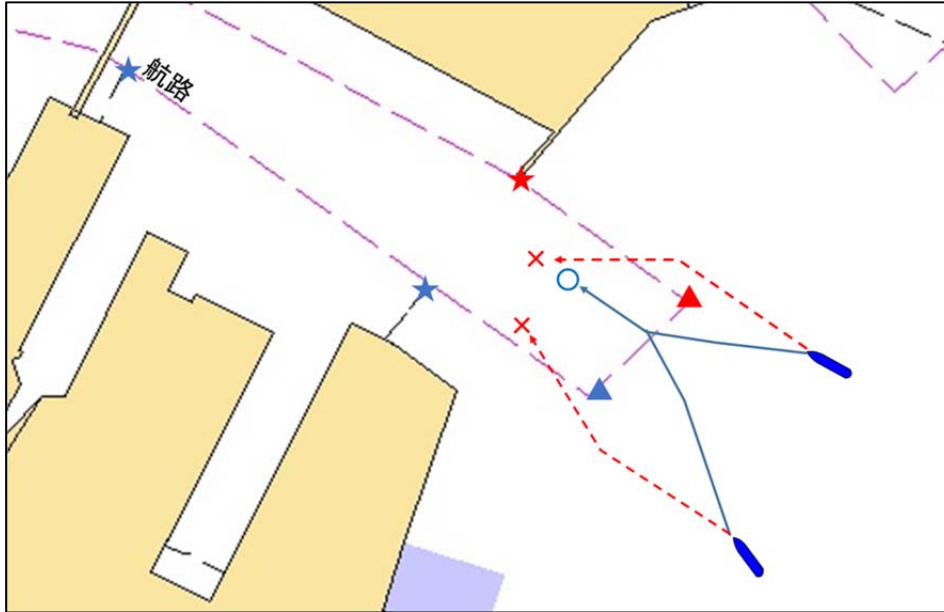
横浜港に入港する場合には、「9 航路管制（横浜航路、鶴見航路）」のとおり、管制信号を遵守するとともに、港則法に定める航法を遵守し、安全に入港すること。

(1) やむを得ない場合を除き、航路を航行すること。

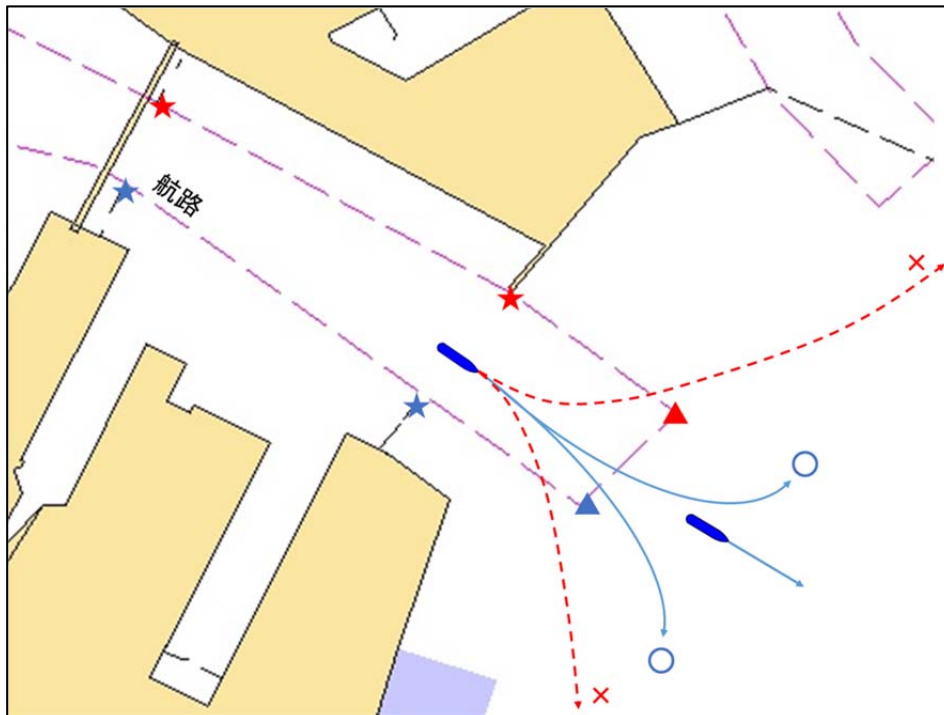
(港則法第12条関連)

【不適切な事例】

航路途中からの入航



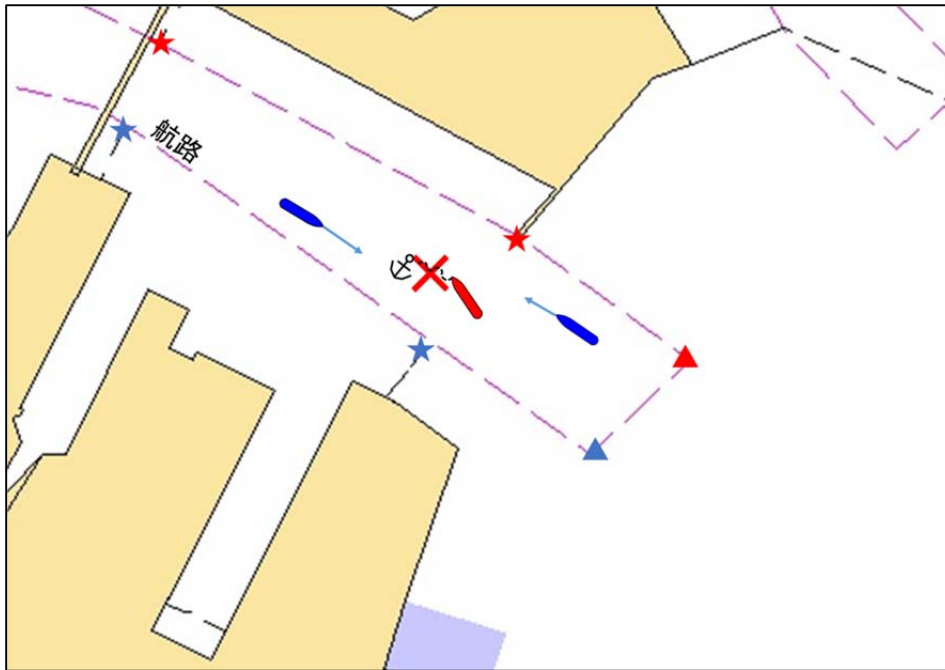
航路途中からの出航



(2) やむを得ない場合を除き、航路内で投錨をしないこと。

(港則法第13条関連)

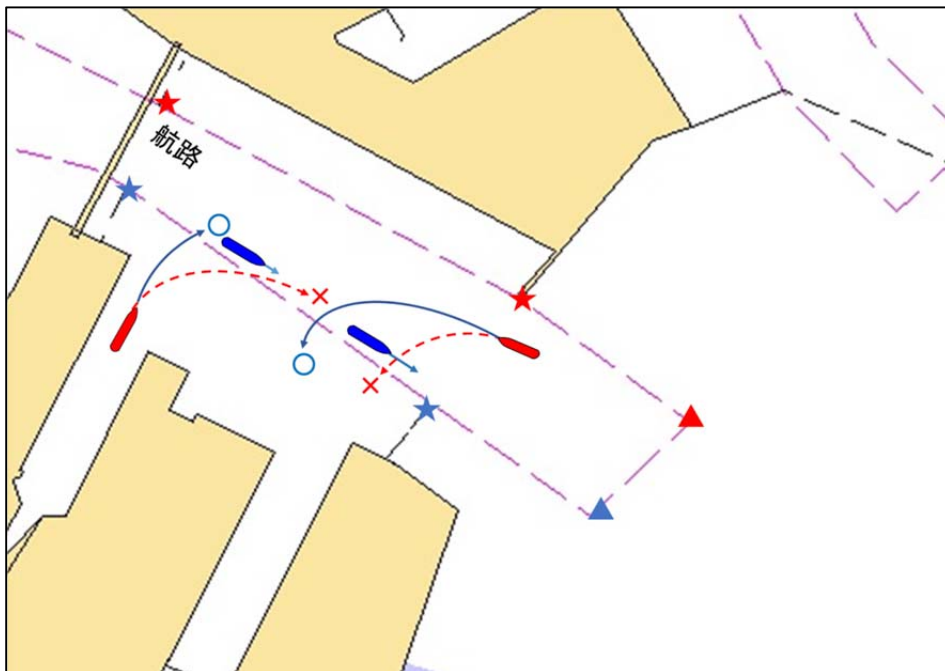
【不適切な事例】



(3) 航路外から航路に入り、または航路から航路外に出ようとする船舶は、航路を航行する他の船舶の進路を避けること。

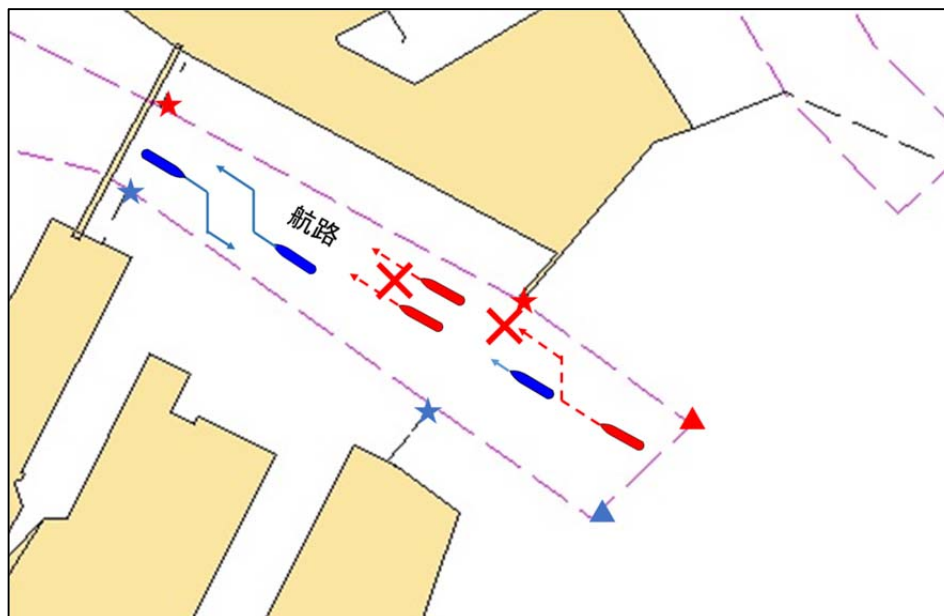
(港則法第14条関連)

【不適切な事例】



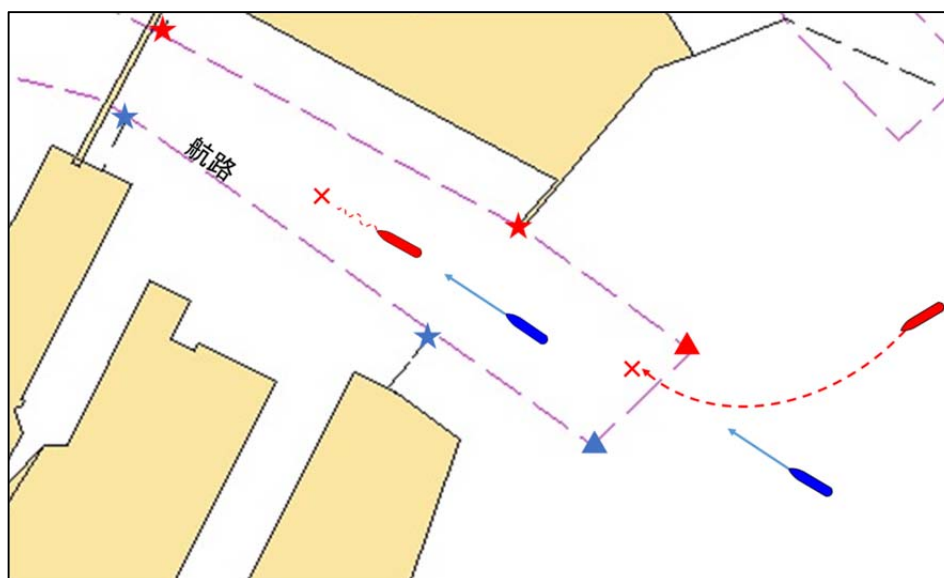
- (4) 航路内では、並列で航行しないこと。他の船舶と行き会うときは、右側を航行すること。
また、他の船舶を追い越さないこと。 (港則法第14条関連)

【不適切な事例】



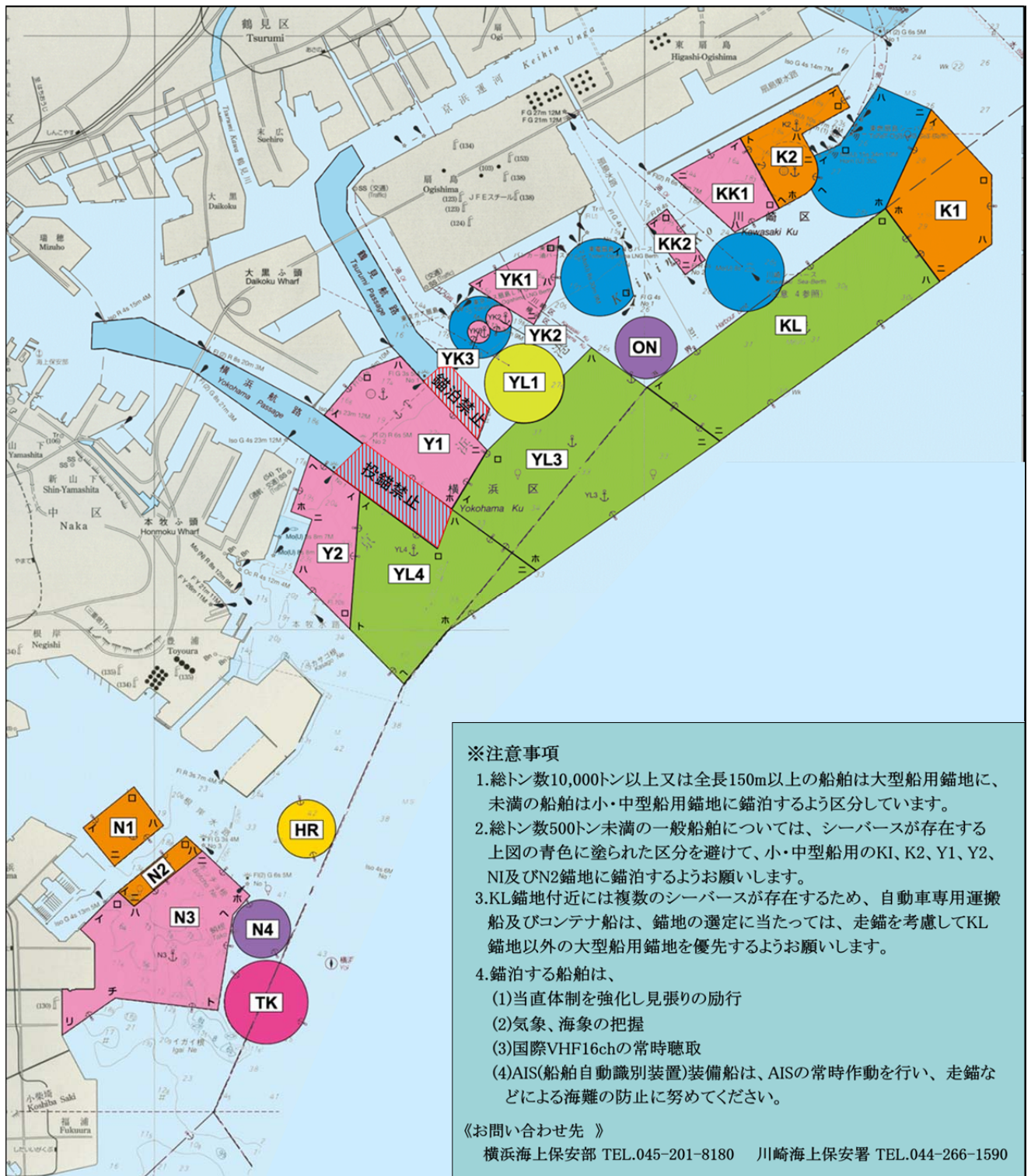
- (5) 法令に定めのあるもののほか、航路入口付近での前方割り込みや航路内での急減速、停止及び停留などの他船に危険を及ぼす行為をしないこと。

【不適切な事例】



6 錨地

錨地の指定を受けた船舶は、正確な位置に投錨すること。



※注意事項

1. 総トン数10,000トン以上又は全長150m以上の船舶は大型船用錨地に、未滿の船舶は小・中型船用錨地に錨泊するよう区分しています。
2. 総トン数500トン未滿の一般船舶については、シーバースが存在する上図の青色に塗られた区分を避けて、小・中型船用のK1、K2、Y1、Y2、N1及びN2錨地に錨泊するようお願いします。
3. KL錨地付近には複数のシーバースが存在するため、自動車専用運搬船及びコンテナ船は、錨地の選定に当たっては、走錨を考慮してKL錨地以外の大型船用錨地を優先するようお願いします。
4. 錨泊する船舶は、
 - (1) 当直体制を強化し見張りの励行
 - (2) 気象、海象の把握
 - (3) 国際VHF16chの常時聴取
 - (4) AIS(船舶自動識別装置)装備船は、AISの常時作動を行い、走錨などによる海難の防止に努めてください。

《お問い合わせ先》

横浜海上保安部 TEL.045-201-8180 川崎海上保安署 TEL.044-266-1590

小、中型船用錨地の区域

錨地名	対象船舶	錨地の位置及び区域
K1	一般貨物船、一般タンカー用	次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた海面 イ 35° 29' 23" N 139° 47' 56" E の地点 ロ 35° 28' 50" N 139° 48' 33" E の地点 ハ 35° 28' 15" N 139° 48' 33" E の地点 ニ 35° 27' 56" N 139° 48' 01" E の地点 ホ 35° 28' 33" N 139° 47' 28" E の地点
K2	一般貨物船、一般タンカー用	次のイ地点からニ地点までを順次に結んだ線及びニ地点からホ地点までは検疫錨地外周に沿った線並びにホ地点からト地点までは検疫錨地外周に沿った線並びにホ地点からト地点を順次に結んだ線により囲まれた海面 イ 35° 29' 35" N 139° 46' 58" E の地点 ロ 35° 29' 24" N 139° 47' 06" E の地点 ハ 35° 29' 11" N 139° 46' 37" E の地点 ニ 35° 29' 00" N 139° 46' 44" E の地点 ホ 35° 28' 39" N 139° 46' 36" E の地点 ヘ 35° 28' 33" N 139° 46' 23" E の地点 ト 35° 29' 09" N 139° 45' 59" E の地点
Y1	危険物積載タンカー以外の船用	次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた海面 イ 35° 26' 49" N 139° 41' 44" E の地点 ロ 35° 27' 11" N 139° 42' 07" E の地点 ハ 35° 27' 19" N 139° 42' 31" E の地点 ニ 35° 26' 31" N 139° 43' 24" E の地点 ホ 35° 26' 01" N 139° 43' 02" E の地点
Y2	危険物積載タンカー以外の船用	次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた海面 イ 35° 26' 10" N 139° 42' 06" E の地点 ロ 35° 25' 00" N 139° 42' 00" E の地点 ハ 35° 25' 29" N 139° 41' 25" E の地点 ニ 35° 25' 56" N 139° 41' 37" E の地点 ホ 35° 26' 00" N 139° 41' 24" E の地点 ヘ 35° 26' 28" N 139° 41' 35" E の地点
N1	一般貨物船	次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた海面 イ 35° 23' 20" N 139° 39' 16" E の地点 ロ 35° 23' 41" N 139° 39' 48" E の地点 ハ 35° 23' 21" N 139° 40' 06" E の地点 ニ 35° 23' 01" N 139° 39' 36" E の地点
N2	一般貨物船	次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた海面 イ 35° 22' 48" N 139° 39' 38" E の地点 ロ 35° 23' 16" N 139° 40' 20" E の地点 ハ 35° 23' 09" N 139° 40' 30" E の地点 ニ 35° 22' 41" N 139° 39' 48" E の地点
N3	一般タンカー、危険物積載タンカー用	次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた海面 イ 35° 22' 43" N 139° 39' 30" E の地点 ロ 35° 22' 48" N 139° 39' 38" E の地点 ハ 35° 22' 41" N 139° 39' 48" E の地点 ニ 35° 23' 09" N 139° 40' 30" E の地点 ホ 35° 22' 46" N 139° 40' 59" E の地点 ヘ 35° 22' 36" N 139° 40' 48" E の地点 ト 35° 21' 48" N 139° 40' 39" E の地点 チ 35° 21' 54" N 139° 39' 36" E の地点 リ 35° 21' 35" N 139° 39' 04" E の地点
KK1	危険物積載タンカー用	次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた海面 イ 35° 29' 09" N 139° 45' 59" E の地点 ロ 35° 28' 33" N 139° 46' 23" E の地点 ハ 35° 28' 21" N 139° 45' 56" E の地点 ニ 35° 28' 50" N 139° 45' 16" E の地点

錨地名	対象船舶	錨地の位置及び区域
KK2	危険物積載タンカー用（予備錨地）	次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた海面 イ 35° 28' 25" N 139° 45' 01" E の地点 ロ 35° 28' 33" N 139° 45' 14" E の地点 ハ 35° 28' 07" N 139° 45' 38" E の地点 ニ 35° 28' 00" N 139° 45' 25" E の地点
YK1	危険物積載タンカー用	次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた海面 イ 35° 27' 55" N 139° 43' 12" E の地点 ロ 35° 28' 19" N 139° 44' 08" E の地点 ハ 35° 27' 54" N 139° 44' 05" E の地点 ニ 35° 27' 34" N 139° 43' 53" E の地点
YK2	危険物積載タンカー用（予備錨地）	35° 27' 38" N 139° 43' 31" Eの地点を中心とする半径 200mの円内海面
YK3	危険物積載タンカー用（予備錨地）	35° 27' 31" N 139° 43' 19" Eの地点を中心とする半径 170mの円内海面

大型船用錨地の位置及び区域

錨地名	対象船舶	錨地の位置及び区域
KL	大型船用（VLCC以外）	次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた海面 イ 35° 27' 03" N 139° 45' 02" E の地点 ロ 35° 28' 33" N 139° 47' 28" E の地点 ハ 35° 27' 56" N 139° 48' 01" E の地点 ニ 35° 26' 36" N 139° 45' 47" E の地点
YL1	大型タンカー用（VLCC用）	35° 27' 03" N 139° 43' 55" Eの地点を中心とする半径 750mの円内海面
YL3	大型船用（VLCC以外）	次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた海面 （但しYL1錨地の海面を除く。） イ 35° 26' 01" N 139° 43' 02" E の地点 ロ 35° 26' 31" N 139° 43' 24" E の地点 ハ 35° 27' 23" N 139° 44' 27" E の地点 ニ 35° 26' 36" N 139° 45' 47" E の地点 ホ 35° 25' 30" N 139° 43' 54" E の地点
YL4	大型船用（VLCC以外）	次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた海面 イ 35° 26' 10" N 139° 42' 06" E の地点 ロ 35° 25' 42" N 139° 42' 53" E の地点 ハ 35° 26' 01" N 139° 43' 02" E の地点 ニ 35° 25' 30" N 139° 43' 54" E の地点 ホ 35° 24' 58" N 139° 42' 57" E の地点 ヘ 35° 24' 33" N 139° 42' 33" E の地点 ト 35° 25' 00" N 139° 42' 00" E の地点

その他の船用錨地の位置及び区域

錨地名	対象船舶	錨地の位置及び区域
ON	沖荷役船用	35° 27' 22" N 139° 45' 01" Eの地点を中心とする半径 450mの円内海面
N4	沖荷役船用	35° 22' 29" N 139° 41' 06" Eの地点を中心とする半径 450mの円内海面
TK	タンククリーニング船用	35° 21' 52" N 139° 41' 08" Eの地点を中心とする半径 650mの円内海面
HR	予備錨地	35° 23' 20" N 139° 41' 33" Eの地点を中心とする半径 450mの円内海面

7 タグボートの使用

水先人を要請せず入港する船舶は厳守事項を参照の上、タグラインをとり、トランシーバーを受け取ること。タグの号令用語により連絡をとること。

(1) 水先人を要請せずに横浜港に入出港する船舶がタグボートをとる場合の厳守事項

当該船舶は、原則として以下の方法によりタグラインを取り、本船速力 6 ノット未満でトランシーバーを受け取ること。

① 横浜航路又は鶴見航路から入港する場合

本船が横浜航路・鶴見航路に向かってゆっくり進むと、タグボート待機場所(次頁)で、タグボートが本船に近づくので、トランシーバーを受け取り、タグラインの取り付けを指示する。

着岸後、トランシーバーをタグボートに渡す(返却する)こと。

② 出港時の場合

離岸前にタグボートから受け取ったトランシーバーは、離岸後、適宜タグラインを外し、タグボートに渡す(返却する)こと。

タグボート主機出力使用区分

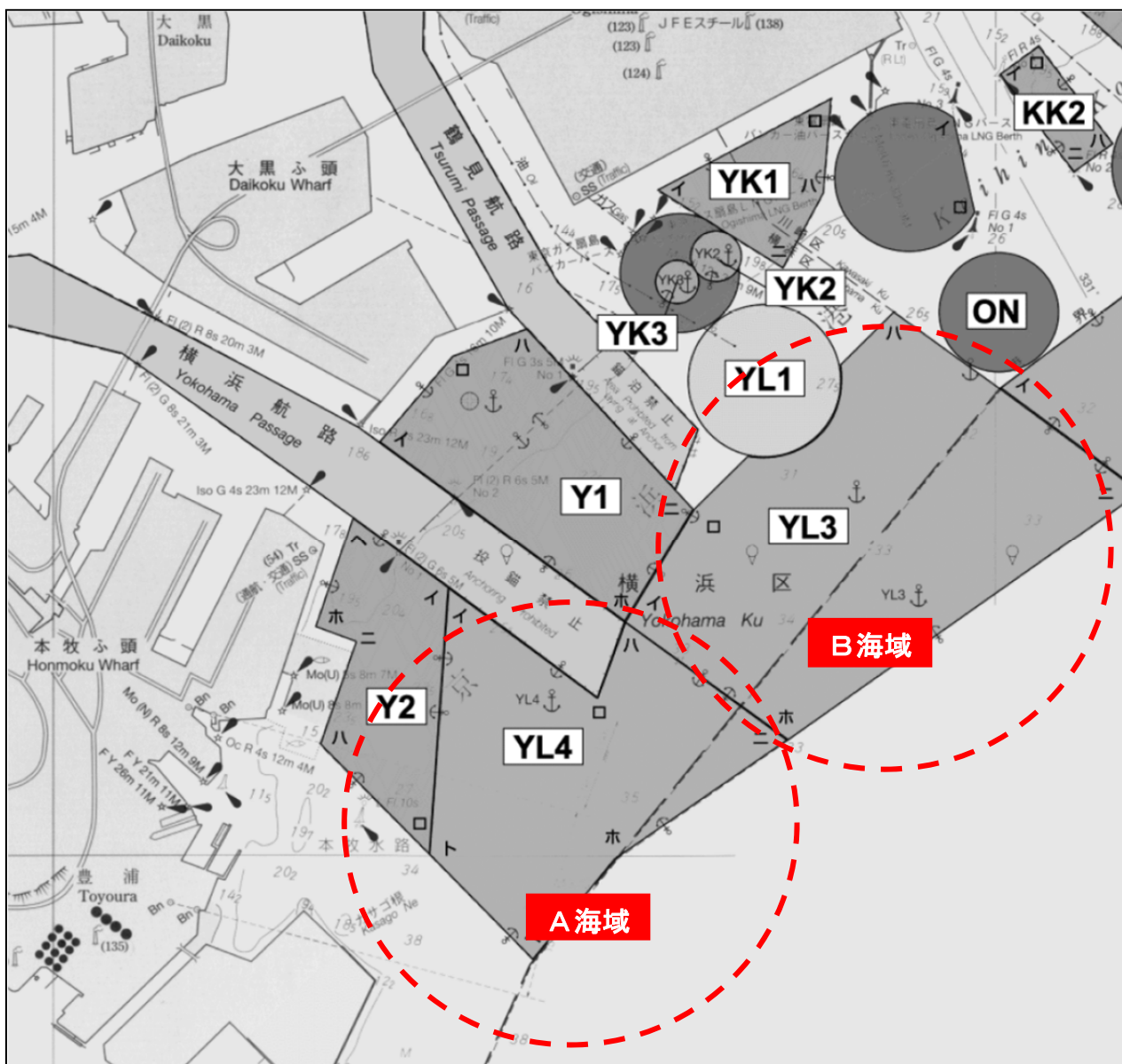
出力使用区分	主機負荷 (%)	曳引力 (トン) 後進	
		3600 馬力	4000 馬力
OMEGA	半クラッチ	6	7
DEAD SLOW	25	13	14
SLOW	50	23	28
HALF	75	33	38
FULL	100	43	48
MAX FULL	110	47	52

※回頭時の安全速力

後進回頭時、船尾を押し引きする場合…………… 2ノット以内

前進回頭時、船首を押し引きする場合…………… 3～4ノット以内

(2) タグボート待機場所



【タグボート待機場所】

A 海域：次の船舶のためのタグボートの待機海域（横浜航路第1号灯標から145度1.5浬の地点を中心とする半径1浬の円内の海域）

- ・浦賀水道航路を出航し、中ノ瀬西方海域を経由して横浜航路から入港する場合

B 海域：次の船舶のためのタグボートの待機海域（横浜大黒防波堤東灯台から120度2浬の地点を中心とする半径1浬の円内の海域）

- ・浦賀水道航路を出航し、中ノ瀬航路を経由して横浜航路又は鶴見航路から入港する船舶
- ・東京、川崎又は千葉方面から航行して横浜航路又は鶴見航路から入港する船舶

(3) 交信時に必要な言葉／単語（例）集

- 横浜港のタグボートでは、時計の時間で方向を示します。
- タグボートに指示を出す時は、はじめに必ずタグボートの船名を呼び、指示を出してください。
- 着岸時、岸壁前約 10m に近づいた時は、安全のため、タグボートにその旨を伝えること。
- タグボートに現在行っている動作を変更させる場合（例えば「押せ」を「引け」に変更する等）には、必ず「停止」又は「ストップ」を令してから新しい動作を令すること。

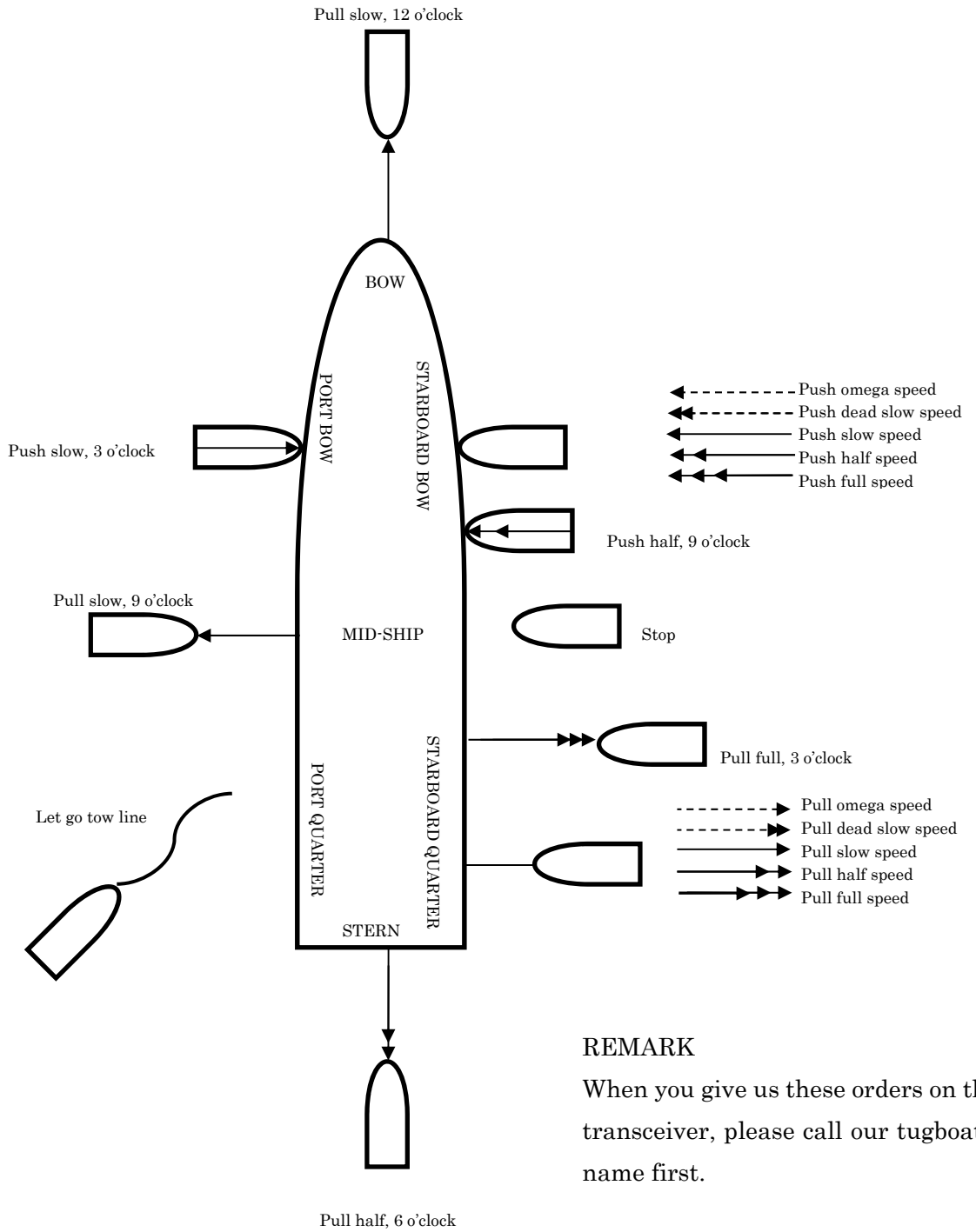
ENGLISH	JAPANESE
STOP	ストップ
REPLY TO ANSWER	応答せよ
Stand by for PUSHING	押す用意（TUG 返答：Ready for PUSHING）
PUSH	押せ
PUSH OMEGA(SPEED)	オメガ（半クラッチ）で押せ
PUSH DEAD SLOW(SPEED)	デッドスロー（極微速）で押せ
PUSH SLOW(SPEED)	スロー（微速）で押せ
PUSH HALF(SPEED)	ハーフ（半速）で押せ
PUSH FULL(SPEED)	フル（全速）で押せ
KEEP PUSHING	押し続けよ
Stand by for PULLING	引く用意（TUG 返答：Ready for PULLING）
PULL	引け
PULL OMEGA(SPEED)	オメガ（半クラッチ）で引け
PULL DEAD SLOW(SPEED)	デッドスロー（極微速）で引け
PULL SLOW(SPEED)	スロー（微速）で引け
PULL HALF(SPEED)	ハーフ（半速）で引け
PULL FULL(SPEED)	フル（全速）で引け
KEEP PULLING	引き続けよ
(DIRECTION)	(方向)
PULL OMEGA 3 O'CLOCK	3時方向へオメガで引け
PULL SLOW 6 O'CLOCK	6時方向へスローで引け
PULL HALF 9 O'CLOCK	9時方向へハーフで引け
PULL FULL 12 O'CLOCK	12時方向へフルで引け
PUSH OMEGA 3 O'CLOCK	3時方向へオメガで押せ
PUSH SLOW 6 O'CLOCK	6時方向へスローで押せ
PUSH HALF 9 O'CLOCK	9時方向へハーフで押せ
PUSH FULL 12 O'CLOCK	12時方向へフルで押せ
KEEP THAT DIRECTION	その方向を保持せよ
DISMISS(COMPLETE)	作業終了
BOW	船首
STERN	船尾
PORT BOW	左舷船首
STARBOARD BOW	右舷船首
PORT QUARTER	左舷船尾
STARBOARD QUARTER	右舷船尾
MID-SHIP	船体中央
LET GO TOW LINE	タグラインを離せ

※ なお、トランシーバー不調時には、直ちに汽笛により短音 4 に引き続き長音 1 を吹鳴して知らせた後、タグボートから予備用トランシーバーを受け取ること。（※タグボートはこの信号を聞いたら、作業を中断します。）

※ トランシーバーは UHF（旧波）のチャンネル 1～3 を使用する。（チャンネルはタグボートより連絡する）

タグボートの指示例

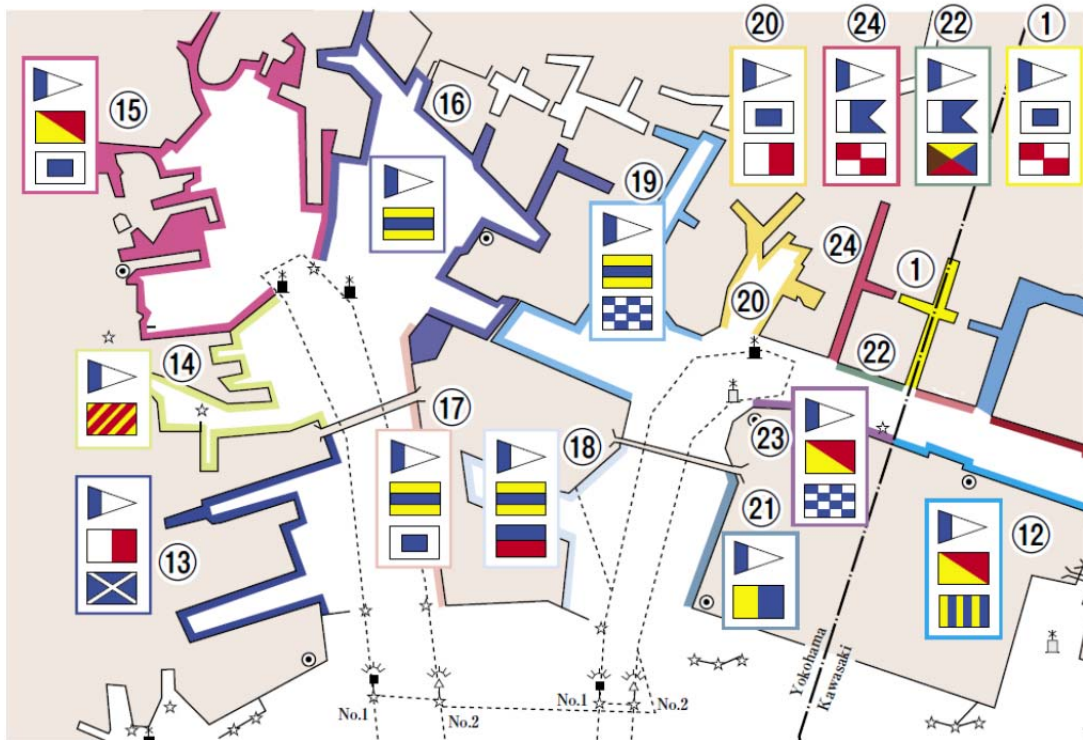
THE SETTLED TERM OF MANEUVERING ORDERS FOR TOWAGE WORK



REMARK
 When you give us these orders on the transceiver, please call our tugboat's name first.

8 進路表示

横浜港に入港しようとする船舶は、定められた進路信号（信号旗及び AIS の目的地）を表示すること。



港の名称	港コード	港則法規則第11条に基づく 進路信号	対応する 港内進路コード	入力例
京浜 横浜区	JP YOK	⑬ 2代・H・M	HM	>JP YOK HM
		⑭ 2代・Y	Y	>JP YOK Y
		⑮ 2代・O・S	OS	>JP YOK OS
		⑯ 2代・D	D	>JP YOK D
		⑰ 2代・D・S	DS	>JP YOK DS
		⑱ 2代・D・E	DE	>JP YOK DE
		⑲ 2代・D・N	DN	>JP YOK DN
		⑳ 2代・S・H	SH	>JP YOK SH
		㉑ 2代・K	K	>JP YOK K
		㉒ 2代・A・Z	AZ	>JP YOK AZ
		㉓ 2代・O・N	ON	>JP YOK ON
		㉔ 2代・A・U	AU	>JP YOK AU
		① 2代・S・U	SU	>JP YOK SU
		上記以外の目的港内での進路	XX	>JP YOK XX
* 根岸方面	XX	>JP YOK XX NGI		
* 南本牧方面	XX	>JP YOK XX SHN		
* 本牧方面	XX	>JP YOK XX HNN		

横浜海上保安部 TEL : 045-201-1671 FAX : 045-211-2407 URL : <http://www.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/yokohama/>

9 航路管制（横浜航路、鶴見航路）

横浜航路及び鶴見航路の管制信号を必ず守ること。

管制信号に従わない場合、港則法違反で罰せられます。

（1）横浜航路の管制信号

【横浜航路の信号所位置】



【横浜航路の管制信号】

信号	記号	信号の略称	意味
I の文字の点滅	I'	入航信号 (IN)	<ul style="list-style-type: none"> 入航船は入航可能 全長 50m 以上（総トン数 500 トン未満は除く）出航禁止
O の文字の点滅	O'	出航信号 (OUT)	<ul style="list-style-type: none"> 出航船は出航可能 全長 50m 以上（総トン数 500 トン未満は除く）入航禁止
F の文字の点滅	F'	自由信号 (FREE)	<ul style="list-style-type: none"> 全長 160m（油送船は総トン数 1,000 トン）以上入出航禁止 その他は入出航自由
X の文字の点灯	X'	禁止信号	<ul style="list-style-type: none"> 港長の指示船以外入出航禁止
X の文字と次に切かわる信号の交互点滅	X' I' X' O' X' F'	切替予告信号	<ul style="list-style-type: none"> 航路内航行船は航行可能 航路外にある全長 50m 以上（総トン数 500 トン未満は除く）の船舶は航路内航行船の進路を避けて航路外で待機 間もなく I'（又は O' F'）に変わる
X の文字の点滅	X'		<ul style="list-style-type: none"> 航路内航行船は航行可能 航路外にある全船舶は航路内航行船の進路を避けて航路外で待機 間もなく X に変わる

※信号は電光表示板に標示するアルファベット文字で行う。

※油送船：原油、液化石油ガス若しくは密閉式引火点測定器により測定した引火点が摂氏23度未満の液体を積載しているもの、又は引火性若しくは爆発性の蒸気を発する物質を荷卸し後、ガス検定を行い、火災若しくは爆発の恐れのないことを船長が確認していないものをいう。（以下同じ）

(2) 鶴見航路の管制信号

【鶴見航路の信号所位置】



管制船・・・総トン数 1,000 トン以上の船舶

- ※ 鶴見航路の北水路を航行する船舶は、「鶴見信号所」の管制信号に従うこと。
- ※ 鶴見航路の南水路を航行する船舶は、「鶴見第二信号所」の管制信号に従うこと。

【鶴見航路の管制信号】

信号	記号	信号の略称	意味
I の文字の点滅	I'	入航信号 (IN)	<ul style="list-style-type: none"> ・入航船は入航可能 ・総トン数 1,000 トン以上出航禁止
O の文字の点滅	O'	出航信号 (OUT)	<ul style="list-style-type: none"> ・出航船は出航可能 ・総トン数 1,000 トン以上入航禁止
X の文字の点滅	X'	注意信号	<p>【鶴見航路(南水路)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南水路内航行中の船舶は入出航可能。 ・南水路外にある船舶は入出航禁止。但し、北水路から出航中の航行船舶は出航可能。 <p>【鶴見航路(北水路)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北水路内航行中の船舶は入出航可能。 ・北水路外にある船舶は入出航禁止。但し、京浜運河第 1 区から出航中の航行船舶は出航可能。
X の文字の点灯	X	禁止信号	<ul style="list-style-type: none"> ・港長の指示を受けた船舶以外は入出航禁止。但し、 <p>【鶴見航路(南水路)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北水路から出航中の航行船舶は出航可能 <p>【鶴見航路(北水路)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鶴見信号所の内側信号板が T 又は T' の時は京浜運河第 1 区からの出航船舶は出航可能。

10 横浜航路から入港する船舶の順番

横浜航路の船舶交通が輻輳する時間帯（0600～0900）においては、以下の【横浜航路から入港する船舶の順番を決める方法】に基づき、入港する船舶の順番を前日に決定します。

(1) 決定した順番については、以下のホームページで確認することができます。

○横浜海上保安部 MICS（沿岸域情報提供システム）の「入出港船舶情報」

http://www6.kaiho.mlit.go.jp/yokohama/public_html/pc/yokohama_index.html

○横浜市港湾局ホームページ

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kowan/business/business-support/yokohamakounyuus-yukkounotebiki.html>

(2) 当日は横浜港内交通管制室において横浜航路から入港する船舶に対し AIS（船舶自動識別装置）により、順番に関する情報を提供します。

《AIS 送信電文例》

《INFORMATION》

5 VESSELS ARE BOUND FOR YOKOHAMA PORT FROM 0630 TO 0700.

YOU (TO HBC1) ARE NEXT TO B (TO HA5).

HOIST DIRECTION SIGNAL FLAGS.

KEEP WATCH ON VHF CH16 AND 13.

※日本語訳

6時30分から7時00分までの入港船は5隻です。

貴船(HBC1)の入航は、B号(HA5)のすぐ後になります。

行先信号旗を掲げて下さい。

国際VHFch16及びch13を常時聴取して下さい。

(3) 順番に変更等が生じた場合には、よこはまポートラジオから国際VHF等により情報提供を行います。

(4) 無理な追い越しや割り込みをすることにより、順番に従わない船舶については、横浜港内交通管制室から国際VHF等により指導等の措置がなされます。

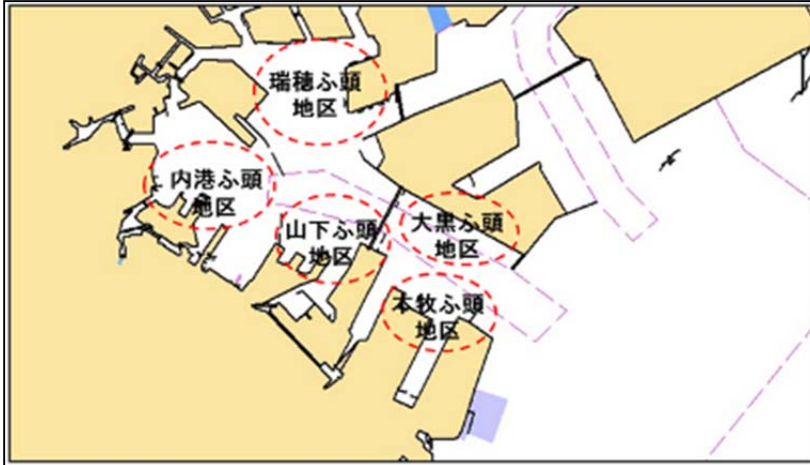
※ 横浜港における船舶の安全航行のため、各船舶は決められた順番どおりに横浜航路に入航すること。

【横浜航路から入港する船舶の順番を決める方法】

以下の方法により、事前に横浜航路から入港する船舶の順番を決定します。

① 地域による優先順位について

横浜航路入口から遠い地域（ふ頭）に着岸する船舶を優先します。



【優先順位】

- 1 瑞穂ふ頭等地区
- 2 内港ふ頭地区
- 3 山下ふ頭地区
- 4 大黒ふ頭地区
- 5 本牧ふ頭地区

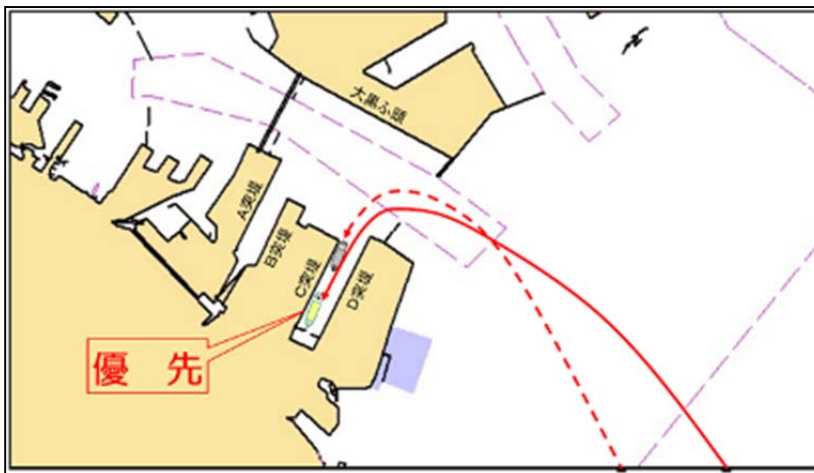
② 同じ地域（ふ頭）での優先順位について

同じ地域（ふ頭）では、横浜航路入口から遠い岸壁に着岸する船舶を優先します。



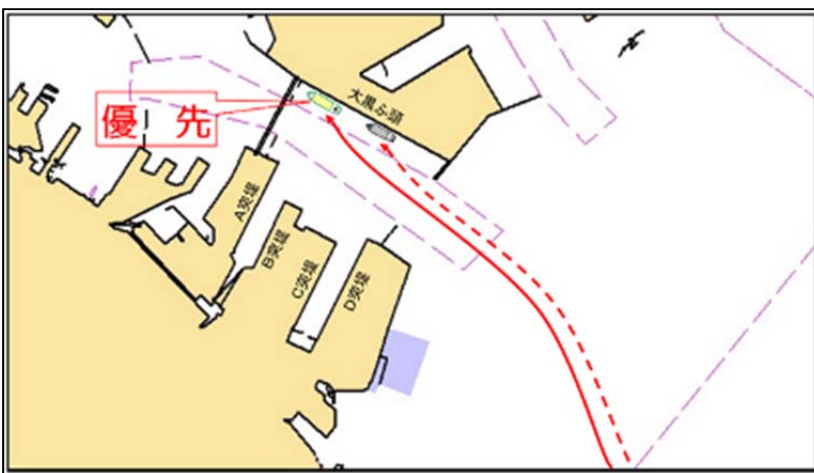
【例1】

本牧ふ頭においては、C突堤よりもA突堤を優先します。



【例2】

本牧ふ頭C突堤の場合は、奥の岸壁に着岸する船舶を優先します。



【例3】

大黒ふ頭においては、奥の岸壁に着岸する船舶を優先します。

③ 優先順位を決定する上での考慮事項について

横浜航路から入港する船舶交通の効率化を図るため、更に次の事項を考慮して順番を決定します。

ア 横浜航路からの入港船舶が集中する7時30分の入港時間帯について

原則として「水先人が乗船する船舶」の横浜航路への入航を優先します。

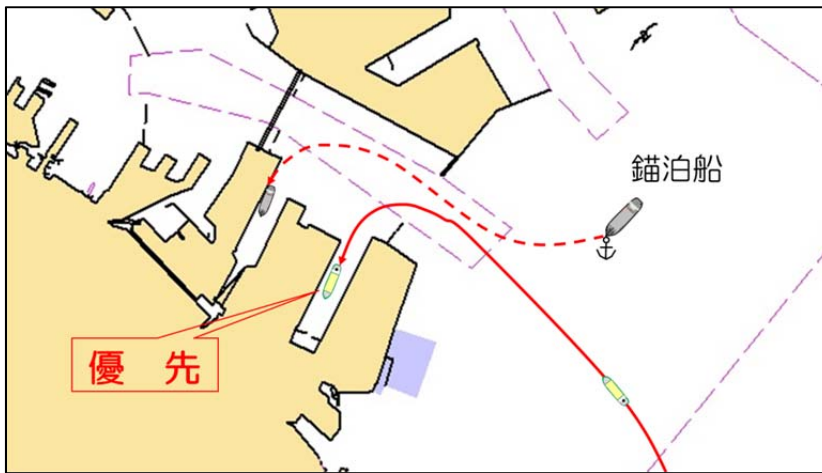
なお、横浜航路の入航時間帯に入航できる船舶の隻数に制限があります。入港を希望しても入航できない場合があります。

イ 同じ地域（ふ頭）に複数の船舶が着岸する場合の優先順位について

同じ地域（ふ頭）に船舶が連続して着岸することのないように順番を分散します。

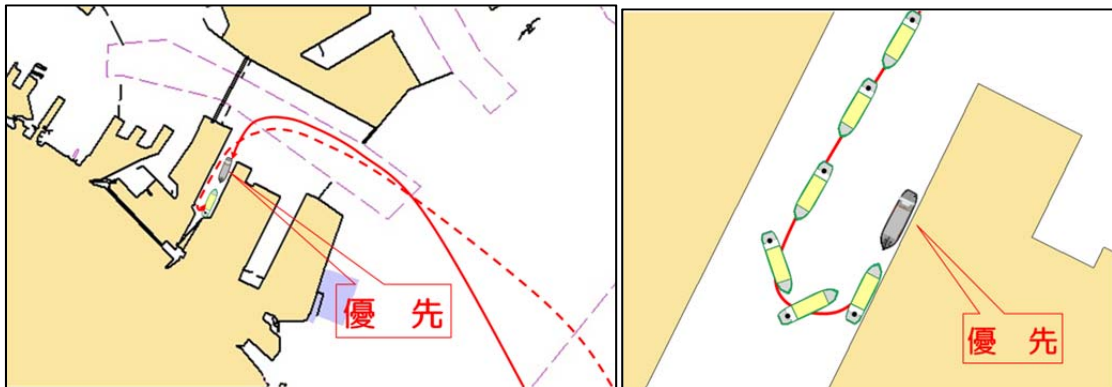
ウ 横浜港外の錨泊船が入航する場合

停滞防止のため速度が上がらない錨泊船よりも航行中の船舶を優先します。



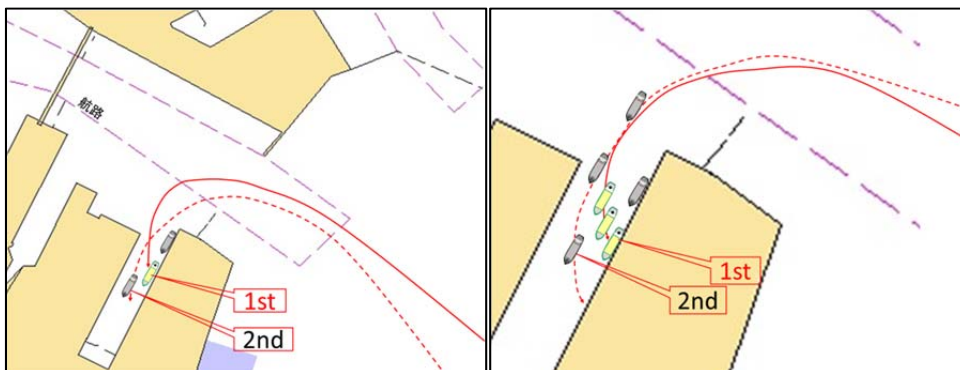
エ 出船着岸（回頭着岸）の船舶が入航する場合

出船着岸（回頭着岸）の船舶よりも入船着岸の船舶を優先します。



オ はめ込み着岸の抑止

着岸中の船舶と船舶の間の岸壁への着岸（はめ込み着岸）とならない順番とします。



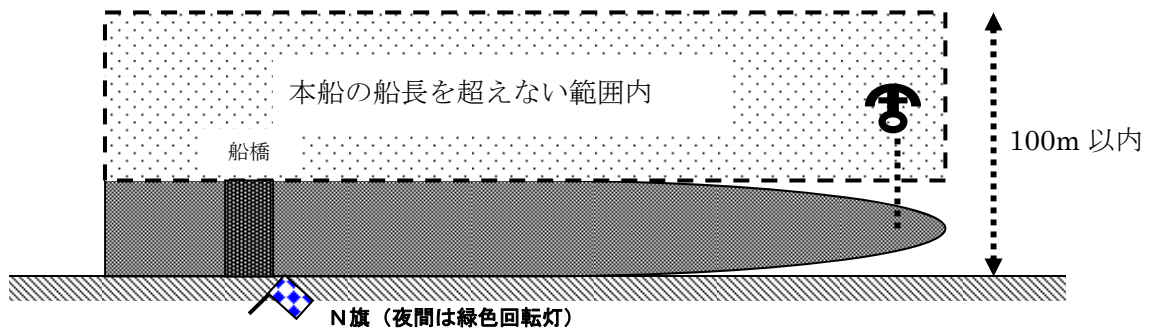
11 着岸及びけい留等に関する注意事項

(1) けい留の方法

- ① 着岸時は原則として入船向きにけい留し、指定した位置（N旗・夜間は緑色回転灯など）に船橋が相對するように立会人の指示に従って着岸させること。
- ② 投錨する場合は、他船の着離岸の妨げになるような位置に投錨してはならない。
- ③ 港湾施設を破損させるような着離岸操船をしないこと。

投錨の際の注意事項

- 投錨可能範囲は以下の通りとする。
 - ・前後方向：本船の船首から船尾までの間
 - ・左右方向：岸壁から 100m 以内
- 錨鎖伸出量は 3～4 節（75m～100m）程度までとする。
- 出港時の操船を考慮した錨鎖方向となるようにする。



(2) けい留中の遵守事項

- ① 火災その他により、他と危害を及ぼすおそれのある事故が発生したときは、すみやかに離岸その他の適当な措置をすること。
- ② 天候不穏のおそれがあるときは、あらかじめ適当な措置をして、いつでも避難できる準備をすること。
- ③ 不要となった船具、荷役用具、廃油、灰じん、その他船内において生じた廃棄物を岸壁又は海中に投棄しないこと。

(3) 気象海象の把握

船舶の安全運航のため、けい留中はもとより、入出港時においても船舶の運航者、港湾関係者にとっては、テレビ・ラジオ・インターネット等から気象海象情報の入手に努めること。

港長からは台風来襲時における避難勧告のほか、強風時（北寄り 15m以上、南寄り 10m以上）には走錨注意情報が発出されます。また、視界が 1,000m 以下となった場合にも注意喚起が発出されます。

※沿岸域情報提供システム MICS : http://www6.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/kisyou_html

(4) その他

- ① 港長（港内交通管制室）及び港湾管理者から指示があればそれに従うこと。
- ② 着岸の際、岸壁等の港湾施設を破損させた船舶の船長は、立会人などが現認書へのサインを求めた場合、指定された箇所へサインすること。

本手引きは、横浜港における強制水先対象船舶の緩和（平成 27 年 8 月 1 日）に際して開催された「横浜港における強制水先対象船舶の範囲の見直しに係る航行安全対策協議会」での検討結果を踏まえ、「横浜港入港の手引き」（平成 25 年 8 月 横浜市港湾局）を改訂したものである。

平成 27 年 3 月

横浜港における強制水先対象船舶の範囲の見直しに係る航行安全対策協議会構成員（順不同）

東京湾水先区水先人会
外国船舶協会
神奈川県船舶代理店協会
日本内航海運組合総連合会
横浜川崎曳船株式会社
横浜船主会
全日本海員組合関東地方支部
公益社団法人東京湾海難防止協会
一般社団法人日本船長協会
株式会社東洋信号通信社
川崎市港湾局
横浜市港湾局
第三管区海上保安本部
横浜海上保安部
川崎海上保安署
関東地方整備局
関東運輸局
国土交通省海事局

横浜港をご利用の皆様へ

強制水先の緩和に伴い、平成27年8月1日(土)から 横浜港の入出港に関するルールが変わります

強制水先の緩和について

平成27年8月1日から、横浜川崎区の横浜港部分における強制水先対象船舶が、総トン数3,000トン以上から総トン数10,000トン以上(危険物積載船は除く)の船舶に緩和されることになりました。危険物積載船については、総トン数300トン以上が強制水先対象船舶となります。



横浜港に入港する際は、「**横浜港入出港の手引き**」をご確認の上、安全運航を心掛けてください。

※ 最新の手引きは横浜市港湾局HPから閲覧できます。

URL:<http://www.city.yokohama.lg.jp/kowan/business/business-support/>

[yokohamakounyuusyukkounotebiki.html](http://www.city.yokohama.lg.jp/kowan/business/business-support/yokohamakounyuusyukkounotebiki.html)



水先人が乗船しない船舶について

- 総トン数10,000トン未満の船舶(危険物積載船については、総トン数300トン未満の船舶)の船長は、「水先人」を、必要に応じて要請してください。
(※ 特に輻輳する時間帯(06:00～09:00・16:00～18:00)に入出港する船舶の船長は、必要に応じて要請してください。)
- 水先人が乗船しない船舶の船長は、「タグボート」「綱取りボート」をできる限り要請してください。
- 水先人が乗船しない船舶で、入港経験が過去1年間に2回以内(入出港で4回)の船長は、「タグボート」を要請してください。
 - ◇ 当日のタグボートの要請には、タグボート会社に対応できない場合があります。
 - ◇ 水先人を要請せず入港する船舶の船長は、本紙に掲載されている事項を遵守するとともに、港湾管理者、船会社及び船舶代理店等から入港経験を問われた場合には申告をしてください。
 - ◇ 横浜航路からの入港が集中する7時30分からの入航時間帯については、原則として「水先人が乗船する船舶」を優先します。
なお、横浜航路の入航時間帯に入航できる船舶の隻数に制限があります。入港を希望しても入航できない場合があります。

横浜航路から入港する船舶の順番について

横浜航路の船舶交通が輻輳する時間帯(午前6時～午前9時)においては、入港する船舶の順番を事前に決定します。横浜港における船舶の安全航行のため、各船舶は決められた順番どおりに横浜航路に入航してください。

決定した順番は横浜海上保安部MICS(沿岸域情報提供システム)及び横浜市港湾局HPで確認することができます。

また、船舶に対してはAIS及び国際VHFでも情報提供を行います。



横浜海上保安部MICS: http://www6.kaiho.mlit.go.jp/yokohama/public_html/pc/yokohama_index.html

横浜市港湾局HP: <http://www.city.yokohama.lg.jp/kowan/business/business-support/yokohamakounyuusykkounotebiki.html>

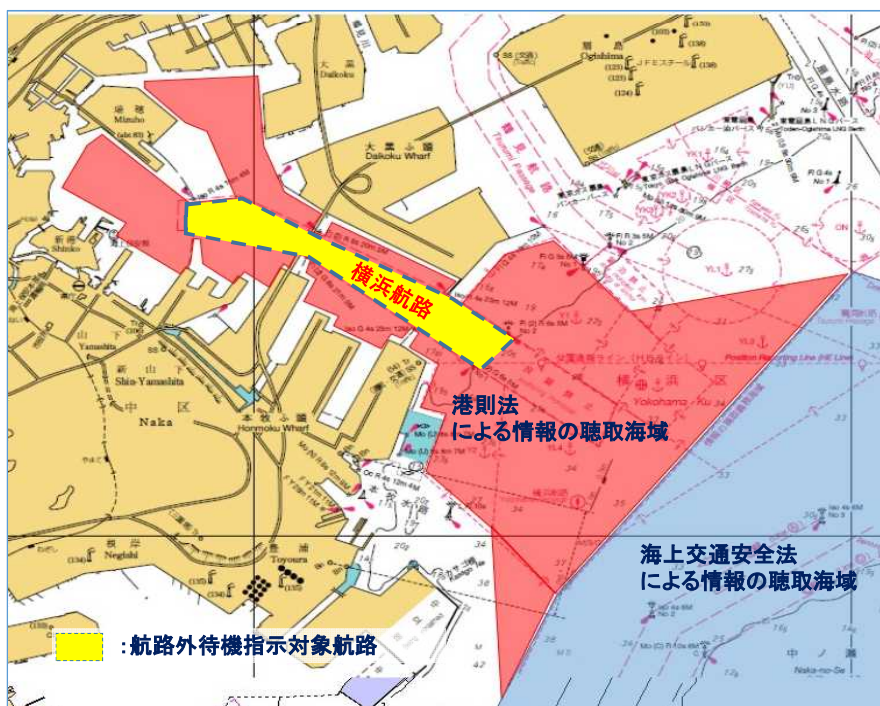
横浜航路及び周辺海域の管制が変わります(情報の聴取義務、航路外での待機の指示)

港則法施行規則の一部改正によって、平成27年8月1日から、横浜航路及び周辺海域では、港長が提供する情報の聴取が義務化されます。

この海域を航行する**特定船舶**(小型船及び雑種船以外の船舶であって、総トン数500トンを超える船舶)は、港長からの情報を聴取し、自ら安全を確保して航行しなければなりません。

危険を防止するため必要なときは**勧告**を行うことがあります。また、勧告に基づいて講じた措置については**報告**を求めることがあります。

航路内の船舶交通の安全を図るため、船舶に対して航路の外で待機するよう指示する場合があります。待機の指示に従わなかった場合には罰則が科せられることがあります。



提供する情報は次の通りです。

<提供される情報>

- ・ 交通方法に関する情報
- ・ 交通障害の発生に関する情報
- ・ 危険な海域に関する情報
- ・ 操縦性能が制限されている船舶の航行に関する情報
- ・ 著しく接近する他の特定船舶の動静に関する情報
- ・ その他航海に必要と認められる情報

情報提供や勧告は、主としてVHF無線電話を用いて行います。ただし、場合によっては、船舶電話等の方法でも行う場合があります。

※ 待機の指示は、海上保安部から、主としてVHF無線電話を用いて行います。ただし、場合によっては、船舶電話や信号等の方法でも行う場合があります。

お問い合わせ先

関東運輸局 海上安全環境部
横浜海上保安部 航行安全課
横浜市港湾局 港湾管財部 管財第二課

電話: 045-211-7232
電話: 045-201-8180
電話: 045-671-7130

平成 28 年 2 月 22 日
航行安全対策協議会

横浜港における強制水先対象船舶の範囲の見直しに係るフォローアップ結果 (平成 27 年度 第 5 回横浜港航行安全対策協議会まとめ)

国土交通省海事局に設置された「横浜川崎区の強制水先に関する検討会」における横浜港部分の最終とりまとめにおいて、強制水先の対象を総トン数 1 万トン（現行 3 千トン）へ緩和（危険物積載船を除く）することは適当とされたことを受け、緩和の円滑な施行及び施行後の確実な実施を期すため、平成 26 年 11 月に地元の関係者からなる「横浜港における強制水先対象船舶の範囲の見直しに係る航行安全対策協議会」を設置、安全対策等のあり方について協議してきたところである。

今般、第 5 回協議会にて、下記のとおり、緩和後 6 ヶ月間（平成 27 年 8 月 1 日～平成 28 年 1 月 31 日間）の横浜港における状況等について取り纏め及び検証等を行った。

1. 強制水先緩和対象船舶隻数及びパイロット、タグボートの要請状況（緩和後 6 ヶ月間）

	入 港	出 港	合 計
横浜港入出港隻数 (※1)	3, 418 隻	3, 417 隻	6, 835 隻
うち、緩和対象船舶隻数 (※2)	1, 428 隻	1, 426 隻	2, 854 隻
パイロット要請船舶	14% (201 隻)	11% (161 隻)	13% (362 隻)
ノーパイロット船舶でタグ要請	39% (559 隻)	54% (765 隻)	46% (1,324 隻)
ノーパイロット船舶でタグ無し	47% (668 隻)	35% (500 隻)	41% (1,168 隻)

※1 横浜航路・鶴見航路を航行して横浜港に入出港した外航船舶（延べ隻数）

※2 緩和対象船舶の割合 41.8%

[検 証]

荒天時等はタグ要請が増加していることなどから、安全面に配慮され、傾向としてはほぼ落ち着いてきている。

2. 入出港ルールの遵守状況等

本協議会において改定された「横浜港入出港の手引き」について、事前周知等を図った結果、概ね遵守されているところであるが、下記のとおり、一部に不適切な事例が確認された。

今後も遵守等の指導に努め、周知徹底を図る。

① ノーパイロット船の入港経歴 2 回未満の船長のタグボート要請

「横浜港入出港の手引き」において、水先人が乗船しない船舶で入港経歴が過去 1 年間に 2 回未満の船長はタグを要請することと規定されている。

同ルールについては、事前周知を図ると共に、本規定に該当する船長へはタグ要請の指示・指導等を行ってきたが、入港時 10 隻/77 隻、出港時 10 隻/79 隻遵守されなかった船舶が確認された。これらの船舶については、改めて代理店を通じて規定の遵守を指導した。

また、協議会メンバーに本事実を周知し、当該規定の遵守の徹底を呼びかけた。

[検 証]

船長入港歴のチェックを行うと併に本規定に係る指導等の対応を行ってきた結果、発生は低下傾向にあることから、本規定の周知が図られ、概ね遵守されている状況となった。

今後も入港経歴のチェックを行い、水先人が乗船しない船舶で入港経験が過去1年間に2回未満の船長については、「入出港手引き」（タグの要請）を遵守するように指導及び注意喚起等を行う。

② 不適切に行われた投錨に関する事例

「横浜港入出港の手引き」において、投錨の際の注意事項として、錨鎖伸出量は3～4節（7.5m～10.0m）程度までとすると規定している。

着岸時の投錨状況をポータルラジオへ通報することとなっているが、錨鎖伸出量が当該規定を上回る事例が把握された。

[検 証]

本例の発生要因は、本船側の規定認識不足若しくは不正確な数値等の報告が考えられるが、事実の事後検証等は不可なことから、当該規定を遵守し適切な投錨を行うこと及び通報に当たっては正確な数値等とするように周知徹底を図った。（平成28年1月27日付で文書発出）

3. 朝・夕の輻輳時間帯における入出航船状況

平成27年6月1日から横浜航路の朝の船舶の輻輳時間帯（午前7時30分～午前9時30分）における入出航時間帯基準を下記のとおり変更した。

（緩和前）：毎時30分～00分を入航時間帯、毎時00分～30分を出航時間帯

（緩和後）：「午前7時30分～8時30分」を入航時間帯

「午前8時30分～9時30分」を出航時間帯

[検 証]

強制水先緩和後、入航時間帯を拡大した「午前7時30分～午前8時30分」については、混乱なく運用されている。

一方、「午前6時30分～午前7時00分」の入航時間帯については、計画上の単位時間あたりの入航船舶隻数がパイロット船を含めて増加したが、運用上、出港隻数が少ない前後の出航時間帯に入航させることで特段混乱のない状況となっている。

なお、夕方の輻輳時間帯については、緩和前の入出航船状況からほぼ変動はなく、推移している。

以上、緩和後6ヶ月間については、支障なく推移しているが、今後も輻輳時間帯の動向を注視していくこととする。

4. 事故及びヒヤリハット、不適切事例等

緩和後6ヶ月間において、緩和対象船舶に係る同情報を収集したところ、事故又は事故発生直前で回避した事案はなかったが、次のとおり、ヒヤリハット、その他不適切事例等が確認された。

これらについては、関係者等へ指導または注意喚起等を行い、また、情報共有を図るなど、再発防止を図った。

① ヒヤリハット事案（2件）

- 離岸時、係船柱にスプリングラインを残したまま、約150m離岸。
- 出船着岸する際、船体尾部が岸壁に接触。（船体損傷なし。岸壁コーナラバーの一部剥離。）

② その他の不適切であった事案（32件）

[検 証]

緩和後6ヶ月間において、事故及び重大な影響を及ぼす事例は発生しなかったが、緩和対象船舶に係るヒヤリハット、不適切事例等については、事例毎に検証等を行い、必要に応じて関係者等へ指導または注意喚起等を行い、再発防止を図った。

5. 防衛工の設置について

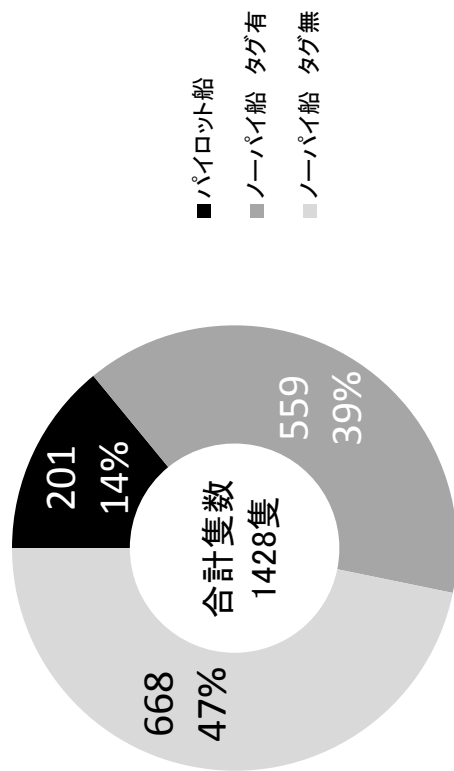
緩和に向けて計画されていた大黒ふ頭（DC4）、本牧ふ頭（HB4、HC5、HD5）の防衛工設置について、全て緩和前に設置工事完了。現在まで、接触等の事例なし。

以上

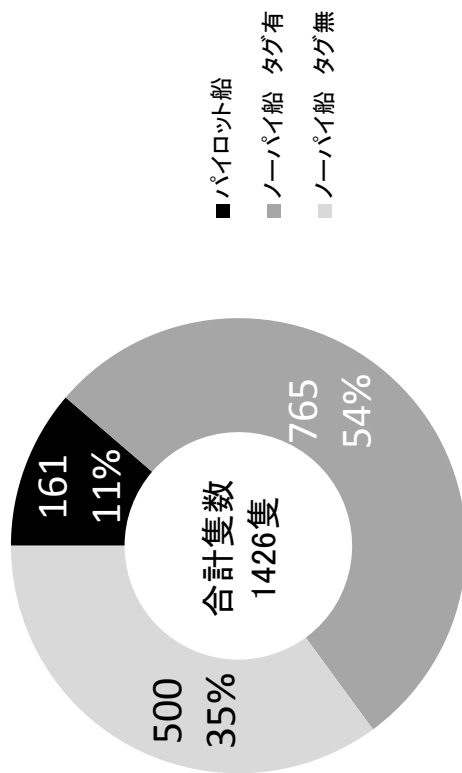
強制水先緩和対象船舶のパイロット、タグボートの要請状況 (H27. 8. 1～H28. 1. 31)

横浜航路・鶴見航路を航行して横浜港に入出港した外航船舶(延べ隻数) 6,835隻 のうち、緩和対象船舶 2,854隻 (42%)

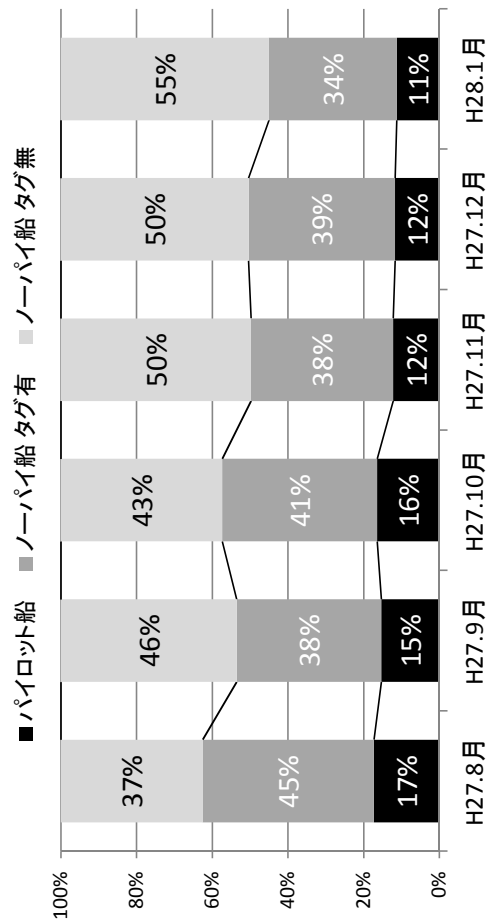
パイロット・タグボートを要請した隻数割合(着岸時)



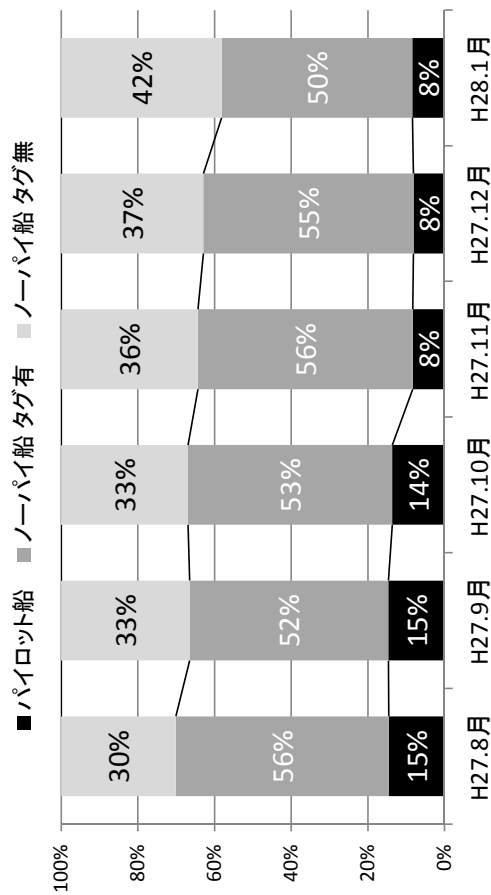
パイロット・タグボートを要請した隻数割合(離岸時)



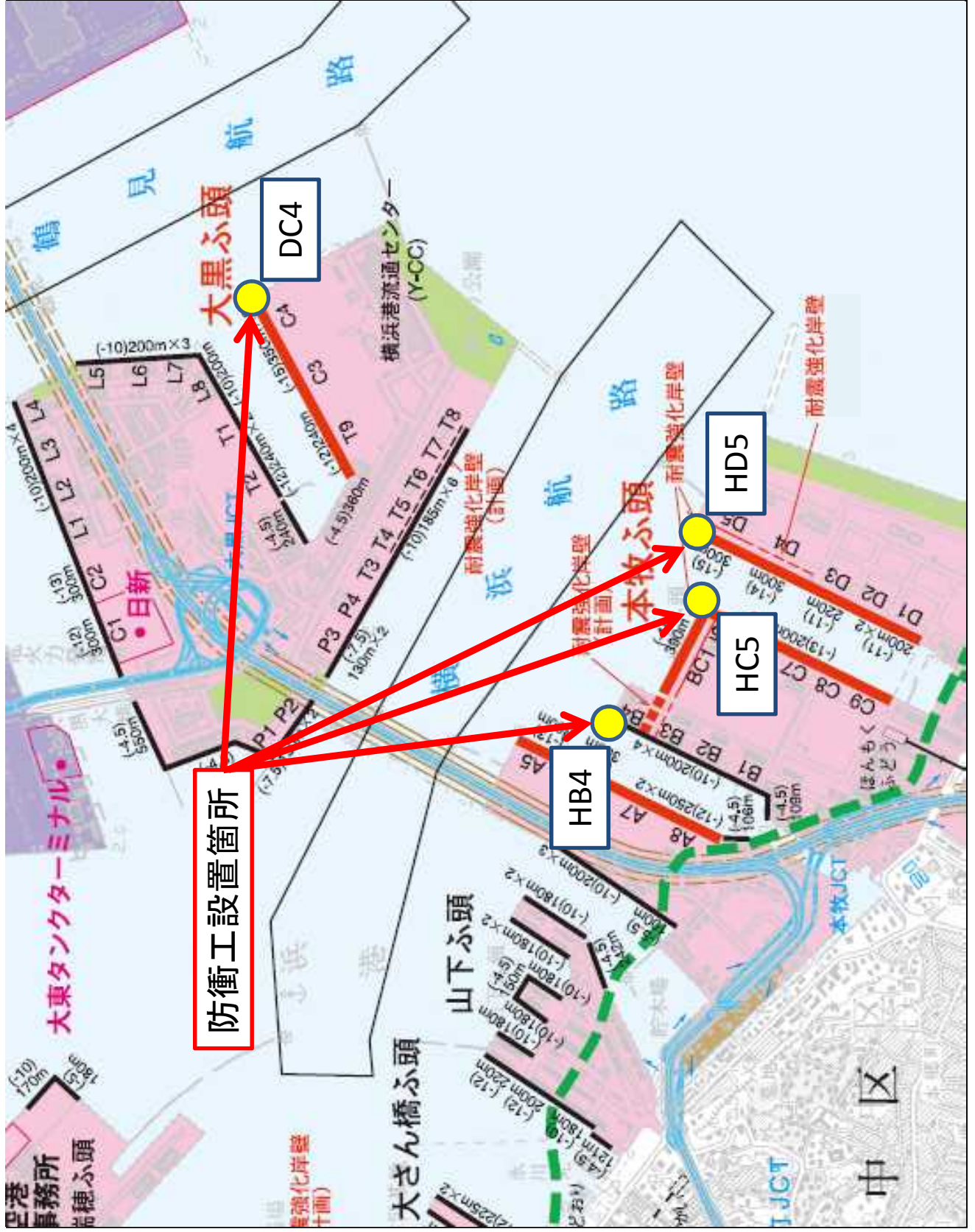
パイロット・タグボートを要請した隻数割合の推移(着岸時)



パイロット・タグボートを要請した隻数割合の推移(離岸時)



防衝工設置位置図



防衝工設置状況



小型船舶の安全対策について

1. 発航前の検査義務、適切な見張りの実施義務の違反点数化について

- ①船舶職員及び小型船舶操縦者法において、小型船舶操縦者の遵守事項が法定化されております。
- ②遵守事項は、違反をすると下表のとおり違反点数が付与され、累積5点に達した場合業務停止などの行政処分が課されます。
- ③今般、小型船舶操縦者の遵守事項のうち「発航前の検査実施義務」及び「適切な見張りの実施義務」の違反者に対し、違反点数を付します。
- ④違反点数については、他者に危険を及ぼす可能性のあるものが3点、自己責任の範疇であるものは2点となっていることから、適切な見張りの実施義務を3点とし、発航前の検査義務は2点としたいと考えています。

(現行制度)

違反内容	違反点数
酒酔い操縦禁止	3点
危険操縦禁止	
免許者の自己操縦義務	
救命胴衣の着用義務	2点

(改正案)

違反内容	違反点数
酒酔い操縦禁止	3点
危険操縦禁止	
免許者の自己操縦義務	
適切な見張りの実施義務	2点
救命胴衣の着用義務	
発航前の検査義務	

注. 違反行為をし、他人を死傷させた場合は上記点数に3点を加点していません(現行どおり)。

2. 再教育講習受講者に対する軽減措置の拡大について

- ①全ての遵守事項違反者に対し、再教育講習受講通知を发出します。
- ②再教育講習を受講した者については、累積点数から2点を減じます。(累積点数が処分を受ける基準に達した場合を除く。)

(処分及び再教育講習受講通知基準表)

太枠線内は現行基準

		2点	過去1年以内の違反累積点数			
			3点	4点	5点	6点
過去3年 以内の 処分前歴	無	※	※		受講通知 + 業務停止1月	受講通知 + 業務停止2月
	有	※	受講通知 + 業務停止3月	受講通知 + 業務停止4月	受講通知 + 業務停止5月	受講通知 + 業務停止6月

3. スケジュール

- 27年12月11日 関係団体に意見を聴取
- ～28年 1月20日
- 2月12日 パブリックコメント
- ～3月13日
- 4月 下旬 改正省令 公布
- 7月 1日 改正省令 施行

平成 28 年 2 月 26 日
国 土 交 通 省
海 上 保 安 庁

「海上交通安全法等の一部を改正する法律案」を閣議決定
～ 津波等の災害時に、海保が湾内の船舶を避難誘導できるようになります ～

津波等の非常災害が発生した場合における船舶交通の危険を防止するため、指定海域等にある船舶に対して海上保安庁長官が移動等を命ずることができることとすることなどを内容とする「海上交通安全法等の一部を改正する法律案」が、本日、閣議決定されました。

1. 背景と課題

近年、船舶の大型化や危険物取扱量の増加が進んでおり、船舶交通が著しくふくそうすることが予想される海域においては、津波等による非常災害が発生した場合に、危険を防止するため、船舶を迅速かつ円滑に安全な海域に避難させる必要があります。

また、平時から信号待ちや渋滞による船舶交通の混雑が発生していることから、これらを緩和し、安全かつ効率的な船舶の運航を実現することが求められています。

このためには、湾内の船舶交通を一体的に把握しておく必要があり、海上保安庁では、まずは東京湾において、レーダー等の設備を整備するなど、一元的な海上交通管制の構築を進めておりますが、その運用に併せて所要の制度を設けるための法改正を行うこととしました。

2. 法律案の概要

(1) 海上交通安全法及び港則法の一部改正

非常災害が発生した場合に、船舶交通が著しくふくそうする海域のうち、レーダー等により船舶交通を一体的に把握することができる海域（指定海域等）にある船舶を迅速かつ円滑に安全な海域に避難させるため、これらの船舶に対して、海上保安庁長官が移動等を命ずることができることとする等、非常災害時における特例措置を創設

船舶の負担を軽減し、安全かつ効率的な船舶の運航を実現するため、海上交通安全法と港則法に基づく事前通報の手続を簡素化するとともに、港内の水路を航行しようとする船舶に対し、入航時刻等の指示制度を創設

(2) 航路標識法の一部改正

航路標識の設置を促進することにより、船舶交通の安全性を向上させるため、航路標識の設置の許可基準を明確化するとともに、簡易な航路標識の設置について許可制から届出制に規制緩和